

2023 DISCLOSURE

横 浜 幸 銀 信 用 組 合 の 現 況



YOKOHAMA KOUGIN

横浜幸銀信用組合

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

当組合は、営業地域における地域経済および社会の発展に寄与することを目的に事業推進を図ってまいりました。今後も、中小・零細企業をはじめとする地元企業の資金需要にお応えし、更なる良質な金融サービスを提供していく所存です。また、組合内部のガバナンス、コンプライアンス面についても強化を図り、一層強固な収益基盤の構築に努めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当組合の現況を取りまとめた令和4年度のディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧いただき当組合へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和4年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制により社会経済活動の活性化が進み、内需が持ち直したことでの宿泊・飲食サービス等の非製造業を中心に景況感の改善が見られたものの、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰、日米金利差拡大に伴う急速な円安による物価上昇等が長期に幅広く影響し、企業業績や個人消費の下振れ要因となりました。

また、新型コロナウイルス感染症については、7月に“第7波”、10月に“第8波”が到来して、足許でも感染拡大が続くなど未だ収束時期は見通せない状況にあり、当組合営業エリアの地域経済におきましても、実体経済や景況感は厳しい状況が続いております。

このような経済環境のもと、令和4年度の業績につきましては、「経営強化計画」に基づく各種施策や、新型コロナウイルス感染症対応として中小規模事業者支援を役職員一丸となり取り組んできた結果、預金・貸出金ともに増加し、また、収益面におきましても、コア業務純益、当期純利益ともに経営強化計画の目標値を上回ることができました。

これもひとえに組合員の皆さま、関係者の皆さま、関係諸団体等の皆さまのご支援、ご協力の賜物と、深く感謝申し上げます。

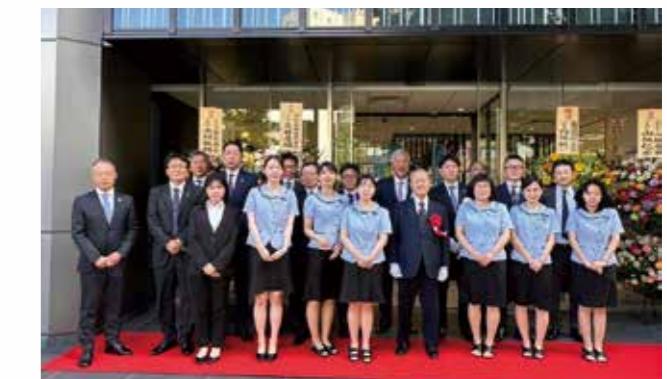
今後について、アフターコロナにおける地域経済活動の正常化に向けた取り組みを後押しするため、地元の中小規模事業者への安定的かつ円滑な資金供給や経営支援に注力し、地域の皆さまのご期待に応え、地域経済の発展とお客さま等から信頼される金融機関を目指し、役職員一同が総力を挙げ「相互扶助」の精神のもと中小規模事業者と共に歩んでまいりますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月 理事長 吳 龍夫

目 次

当組合の自己紹介

ごあいさつ	1
当組合の概要・経営理念・経営方針	3
当組合のあゆみ(沿革)	4
トピックス	5
店舗リニューアル	5
冠ゲーム「横浜幸銀信用組合ナイター」	5
地域の活動	11
こどもの未来のために	12



トピックス「新潟支店が移転リニューアルオープン」▶▶▶P5

業績のご報告

令和4年度決算の概況	13
リスク管理体制について	15



トピックス「冠ゲーム『横浜幸銀信用組合ナイター』」▶▶▶P5

当組合について

当組合の総代会について	18
法令等遵守(コンプライアンス)体制	21
顧客保護等管理体制	23
金融犯罪への取組み	24
苦情対応・紛争解決措置等への取組み	25
中小企業の経営の改善及び 地域活性化のための取組状況	26
役員の状況・組織図	27
役職員の報酬体系	28
営業のご案内	29
主な手数料一覧	31
営業地区・店舗一覧	
自動機器(ATM)設置状況	32



トピックス「地域の活動」▶▶▶P11

資料編	36
主な事業の内容	55
索引	56



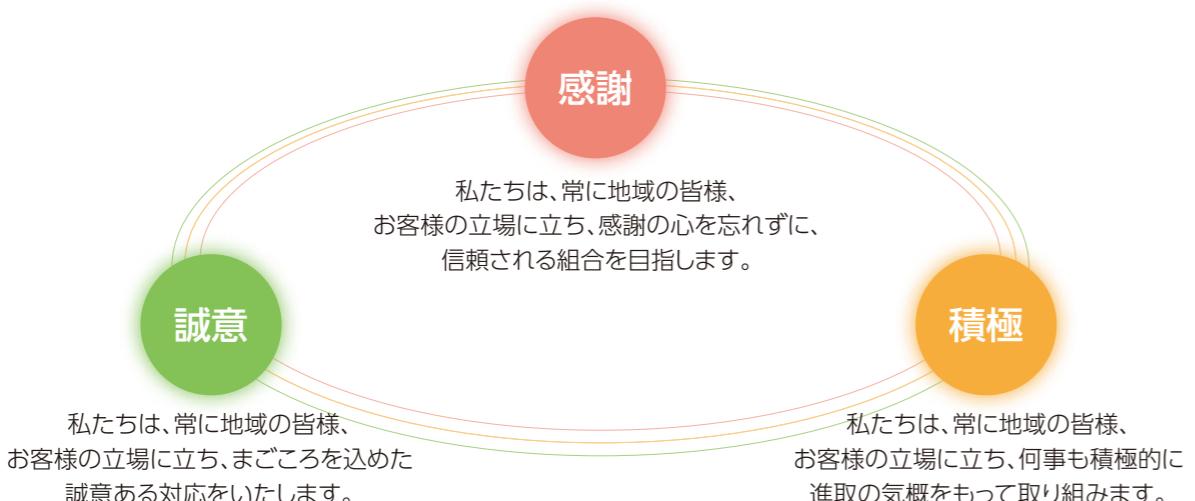
トピックス「こどもの未来のために」▶▶▶P12

当組合の自己紹介

当組合の概要(令和5年3月31日現在)

業種 中小企業等協同組合法に基づく金融機関
 本店所在地 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1
 創立 昭和37年2月28日
 出資金 27,178百万円
 預金・積金 618,139百万円
 貸出金 465,782百万円
 職員数 338人
 店舗数 29店舗
 組合員数 71,074人
 営業地区 神奈川県、静岡県、茨城県、千葉県、福井県、富山県、石川県、長野県、群馬県、栃木県、新潟県、山梨県、福岡県、熊本県、大分県、佐賀県、岡山県、鳥取県、香川県

経営理念



経営方針

地域の皆様の金融機関として、公共的使命と社会的責任を念頭に、法令等遵守態勢の徹底と高い企業倫理を確立します。

基本方針

信用組合の原点に立ち返り、顔が見える営業推進のスローガンに「FACE-TO-FACE」を掲げ、徹底したお客様訪問により、お客様から信頼される信用組合を目指してまいります。

会計監査人の名称

監査法人まほろば(令和5年3月末現在)

当組合のあゆみ(沿革)

- 1956年 8月 熊本商銀信用組合開業(熊本市米屋町)
- 1962年 3月 横浜商銀信用組合開業(横浜市神奈川区鶴屋町)
- 1962年 8月 信用組合岡山商銀開業(岡山市野田屋町)
- 1965年 4月 福井商銀信用組合開業(福井市宝永)
- 1967年 9月 本店ビル竣工移転(横浜市中区蓬萊町)
- 1976年 1月 長野商銀信用組合開業(松本市深志)
- 1985年 9月 キャッシュサービス(ATM)開始
- 1999年 1月 旧静岡商銀信用組合事業譲受
- 2000年 6月 福井商銀信用組合が旧富山商銀信用組合を事業譲受し、北陸商銀信用組合に改称
- 2001年 4月 北陸商銀信用組合が旧石川商銀信用組合事業譲受
- 2001年 11月 長野商銀信用組合、群馬商銀信用組合、栃木商銀信用組合が合併し、あすなろ信用組合に改称
- 2001年 12月 旧茨城商銀信用組合事業譲受
- 2002年 3月 あすなろ信用組合が旧新潟商銀信用組合事業譲受
- 2002年 5月 熊本商銀信用組合が旧信用組合福岡商銀事業譲受し、九州幸銀信用組合に改称
- 2002年 6月 旧千葉商銀信用組合事業譲受
- 2002年 7月 九州幸銀信用組合が旧大分商銀信用組合事業譲受
- 2004年 5月 アイワイバンク(現セブン銀行)とのATM提携開始
- 2005年 12月 九州幸銀信用組合が旧佐賀商銀信用組合と合併
- 2007年 12月 横浜商銀信用組合と北陸商銀信用組合が合併し、中央商銀信用組合に改称
- 2009年 9月 信組情報サービス㈱「SKC」へ勘定系システム移行
- 2014年 3月 中央商銀信用組合とあすなろ信用組合が合併し、横浜中央信用組合に改称
- 2015年 3月 「横浜中央会」発足(現 横浜幸銀会)
- 2016年 2月 上田支店(旧東部町支店)、諏訪支店(旧諏訪出張所)開店
- 2017年 3月 横浜中央信用組合と九州幸銀信用組合が合併し、横浜幸銀信用組合に改称
- 2017年 11月 旧信用組合岡山商銀と合併
- 2019年 2月 静岡支店移転リニューアルオープン
- 2019年 4月 横須賀支店に非対面サービス「つばさセンター」オープン
- 2020年 2月 新本店ビル移転グランドオープン
- 2020年 10月 「つばさ支店」開設
- 2020年 12月 富山支店移転リニューアルオープン
- 2021年 4月 東福岡支店移転リニューアルオープン
- 2021年 9月 福岡営業部の建て替えに伴う仮移転
- 2021年 12月 平塚支店移転リニューアルオープン
- 2022年 1月 大分支店移転リニューアルオープン
- 2022年 3月 水戸支店移転リニューアルオープン
- 2022年 4月 倉敷支店移転リニューアルオープン
- 2022年 6月 松本支店移転リニューアルオープン
- 2023年 6月 新潟支店移転リニューアルオープン



1962年3月
横浜商銀信用組合開業
(横浜市神奈川区鶴屋町)



1967年9月
本社ビル竣工移転
(横浜市中区蓬萊町)



2020年2月 新本店ビル移転グランドオープン
(横浜市中区尾上町)

当組合の子会社

該当ありません。

トピックス

新潟支店が移転リニューアルオープンいたしました。

令和5年6月5日（月）新潟支店が、リニューアルオープンいたしました。



冠ゲーム「横浜幸銀信用組合ナイター」

令和4年8月18日(木)に、当組合とスポンサー契約を結ぶ横浜DeNAベイスターズの冠試合「横浜幸銀信用組合ナイター」を横浜スタジアムで開催しました。

「横浜DeNAベイスターズ」VS「巨人」



生活を応援する定期預金ラインナップ

地域の皆さまの生活を応援する定期預金を揃えております。



社会貢献「みらい定期預金」

『子どもの未来プロジェクト』の推進及び『子どもの未来』を応援することを目的とした寄附型の定期預金です。本定期預金預入総額の0.03%相当額を全国のこども病院等へ寄附いたします。

1年経過後からは「いつでも満期」扱いとなります。



「相続定期預金」

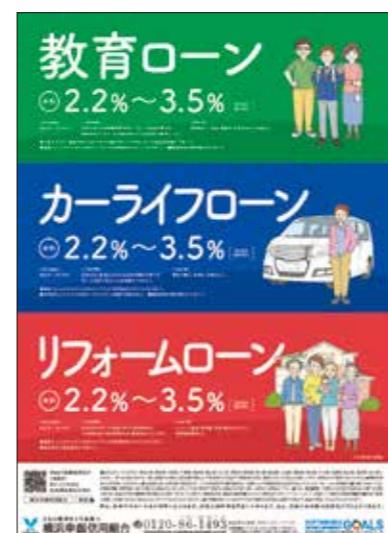
当組合または他の金融機関での相続手続きにより取得した資産を原資にお預けいただける個人のお客さまを対象とした商品です。

新型コロナウイルスにより影響を受けた方をご支援



新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、一時的な業況悪化により、資金繰りに影響を受けた方、または来たす恐れのある方で当組合の営業区域内で事業を営む法人並びに個人事業主の方を対象としております。

WEBから申し込みできる各種ローンの取扱い



教育ローン、カーライフローン、リフォームローン、フリーローン「チョイス」、カードローン「アラカルト」の取扱いを優遇金利で行っており、WEBからの申込みも可能です。

トピックス

地域社会活性化への取組み

当組合は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）を地元で資金を必要とするお客さまにご融資し、事業や生活のご繁栄に寄与するとともに、社会地域の一員として地元の中小企業や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、環境、教育といった地域の活動面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に努めています。

社会貢献活動

プロ野球球団・プロスポーツクラブとスポンサー契約を結び、地域を盛り上げるべく努めてまいります。

当組合は、スポンサー活動を通して地域のスポーツを盛り上げ、地域活性化のお手伝いをしております。

横浜DeNAベイスターズ
©YDB



福岡ソフトバンクホークス
©SoftBank HAWKS



松本山雅FC
©2011 YAMAGA



SDGs宣言



新江ノ島水族館

当組合は、生物に関する生態学の普及、探求や環境を考える活動に積極的に取り組んでいる地元施設、新江ノ島水族館の活動を応援しております。

えのすいecoセンター

当組合は、新江ノ島水族館の「えのすいeco」の精神に共感し、平成28年4月から「えのすいセンター」に加盟しております。

この「えのすいeco」アクションの一環として、毎月第3日曜日に開催される“裸足で歩ける海岸を目指すビーチクリーン”を掲げた「えのすいecoデー」の清掃活動に参加しております。



“相模湾ゾーン 相模の海の水槽群” 海岸水槽「干潟(江奈湾 三浦市)」

館内で干潟の生態系を再現した水槽の展示に協賛しております。

子供の未来応援国民運動

「子供の未来応援国民運動」は、貧困に苦しんでいる子供に対し、私たち国民一人ひとりの「何かしたい」という思いをつなげて行動に変えていく運動です。この運動に参画し、「子供の未来応援基金」を支援しております。寄附型自動販売機の設置並びに来客用オリジナルペットボトルを用意し、1本につき10円の寄附をしています。



内閣府、文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人福祉医療機構が事務局となり、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子供の貧困の解消に取り組む官公民間連携・協働プロジェクト「子供の未来応援国民運動」を推進しています。寄附金は、子供食堂や学習支援等の活動を行っているNPO等の支援に活用しています。

くまのがっこ
コラボ

トピックス

こども図書館等へ絵本を贈りました

「富山市図書館 CICこども図書」をはじめ、乳児院、保育園、幼稚園の113箇所に絵本を寄贈いたしました。
そして、こどもたちからお礼の「お手紙」を頂きました。



こども病院等への寄附活動

「子供の未来応援基金」をはじめ、当組合の営業拠点のある各県の「こども病院」等28箇所に寄附活動を行い、感謝状、お礼状をいただきました。



トピックス

絵本シリーズ「くまのがっこう」 公式イメージキャラクター就任式

令和5年4月21日（金）に、絵本シリーズ「くまのがっこう」公式イメージキャラクター就任式を行いました。

横浜幸銀信用組合は、もっとお客さまの身近な存在であり続けたいと考え、「くまのがっこう」のジャッキー達とともに、お客さまを応援する金融機関を目指してまいります。



地域の活動

毎年、献血センターとして献血運動、しんくみの日週間に合わせ、近隣の清掃活動を行っております。



横浜幸銀信用組合 公式SNSを開設しました

令和5年2月より、当組合公式Instagramを、令和5年6月からTwitterをスタートしました。

当組合の商品やキャンペーン情報、各支店から集まる地域情報を配信しております。

今後も積極的に活用し、お客さまに当組合の最新情報をお届けしてまいります。



Instagram



Twitter

研修・セミナー「人材の育成」

外部専門講師を組合に招聘し、WEBを介して各拠点の研修受講者と双方向による講義を行うリモート方式の研修を13本実施し、年間で延べ483名の職員が受講いたしました。

また、金融業務に特化したeラーニングサービスの活用により、全ての職員が時と場所を問わず知識醸成を図れる環境を整備し、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した形で人材育成に取り組んでまいりました。



子どもの未来のために…

特定非営利活動法人(NPO) アジア教育友好協会を通じて、ベトナムのタイアン分校建設等のお手伝いをいたしました。



野球教室

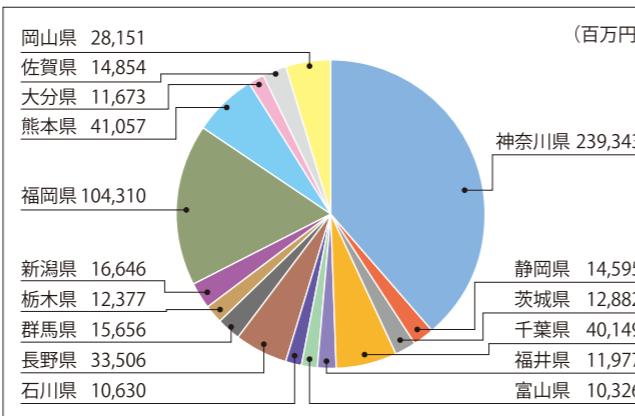
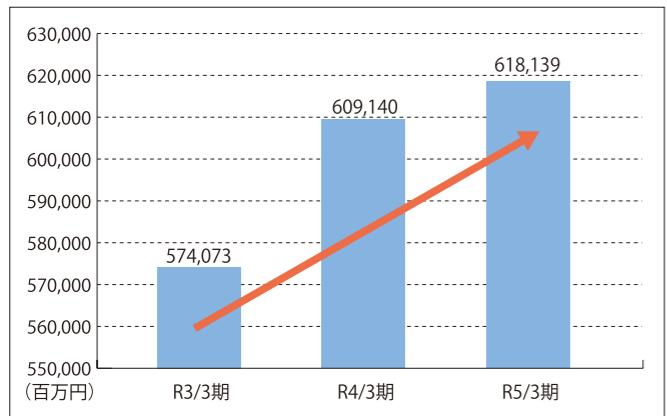
児童養護施設の子どもたちを招いて、元ベイスターズ選手による野球教室を開催いたしました。



令和4年度決算の概況

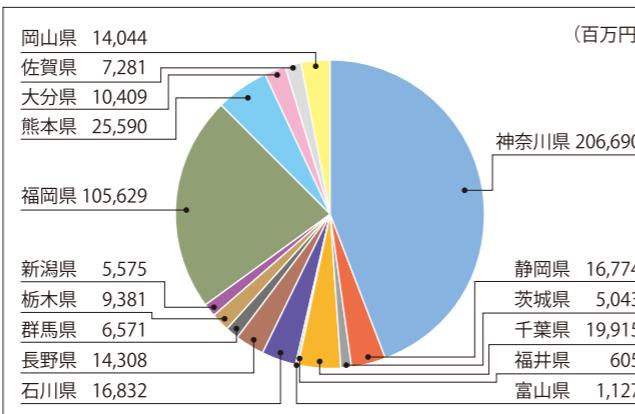
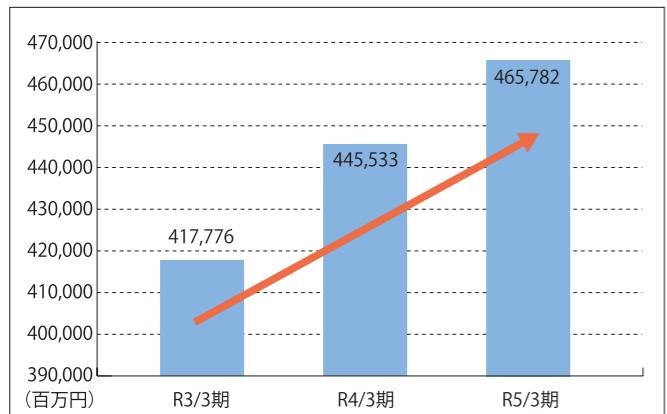
預金の状況

預金残高は、個人のお客さまを中心にキャンペーン商品「みらい定期預金」及び非対面サービス「つばさ定期預金」などご好評をいただき、618,139百万円となりました。



貸出金の状況

既存融資先への資金繰り支援や新規融資開拓などを積極的に実施したことにより、貸出金残高は大幅に増加し、465,782百万円となりました。



収益の状況

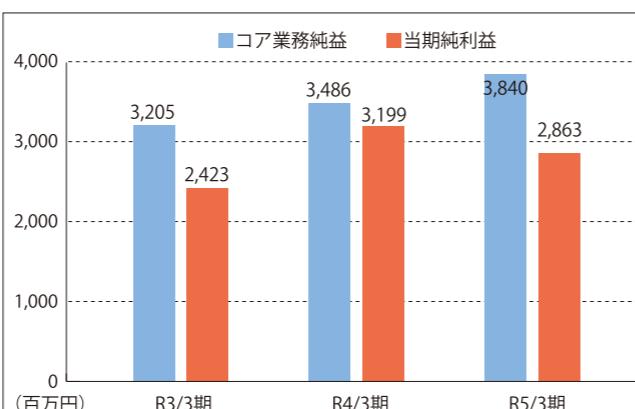
コア業務純益は、3,840百万円、当期純利益は2,863百万円となりました。

コア業務純益の増加は、融資残高伸長による貸出金利息収入の増加によります。当期純利益については、店舗移転や減損による特別損失795百万円を計上したことを要因として、昨年度より減少しております。

※コア業務純益とは

「業務純益」から特殊な要因で変動する「一般貸倒引当金繰入額」及び「国債等債券関係損益」の影響を除いたものです。より実質的な本来の業務による収益力を表しています。

コア業務純益=実質業務純益(業務純益+一般貸倒引当金繰入額)-国債等債券損益

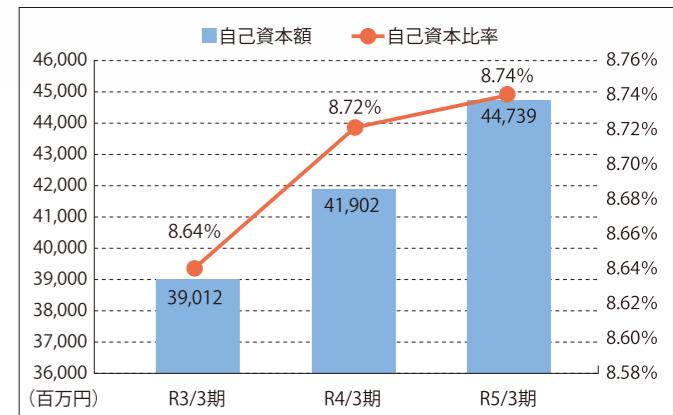


自己資本の状況

繰越利益の積み増しにより、自己資本額が昨年度より2,837百万円増加した44,739百万円となりました。貸出金伸長により、リスク・アセットも増加しましたが、自己資本額の増加が上回り、自己資本比率は、0.02ポイント上昇し、8.74%となりました。

※自己資本比率とは

総資産等(貸出金や融資極度額等)のリスク資産(リスク・アセット等)に対する自己資本(出資金や利益準備金等)の占める割合を表す比率で、金融機関の健全性、安全性を測る指標です。(詳細はP49)



主要な経営指標の推移

区 分	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
経 常 収 益	8,740,517	9,400,051	9,899,537	10,626,407	11,100,361
経 常 利 益	2,383,982	3,174,610	2,452,118	3,294,646	3,669,546
コ ア 業 務 純 益	2,540,553	2,859,837	3,205,851	3,486,627	3,840,337
当 期 純 利 益	2,493,964	3,619,635	2,423,385	3,199,379	2,863,733
預 金 積 金 残 高	431,948,286	503,235,595	574,073,888	609,140,888	618,139,323
貸 出 金 残 高	339,620,557	372,748,930	417,776,287	445,533,004	465,782,367
有 価 証 券 残 高	2,036,368	1,820,573	1,627,766	773,765	566,210
総 資 産 額	500,182,281	565,055,173	629,800,774	656,378,569	666,344,988
純 資 産 額	33,071,105	36,585,668	38,567,514	41,558,262	44,211,393
自己資本比率(単体)	9.15 %	9.19 %	8.64 %	8.72 %	8.74 %
普 通 出 資 総 額	11,141,382	11,446,696	11,402,224	11,600,275	11,803,700
普 通 出 資 総 口 数	111,413,827 □	114,466,964 □	114,022,244 □	116,002,750 □	118,037,009 □
優 先 出 資 総 額	15,325,000	15,325,000	15,325,000	15,325,000	15,325,000
優 先 出 資 総 口 数	34,395,000 □	34,395,000 □	34,395,000 □	34,395,000 □	34,395,000 □
出 資 に 対 す る 配 当 金	402,700	403,599	405,904	408,331	410,519
職 員 数	339 人	329 人	342 人	339 人	338 人

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。

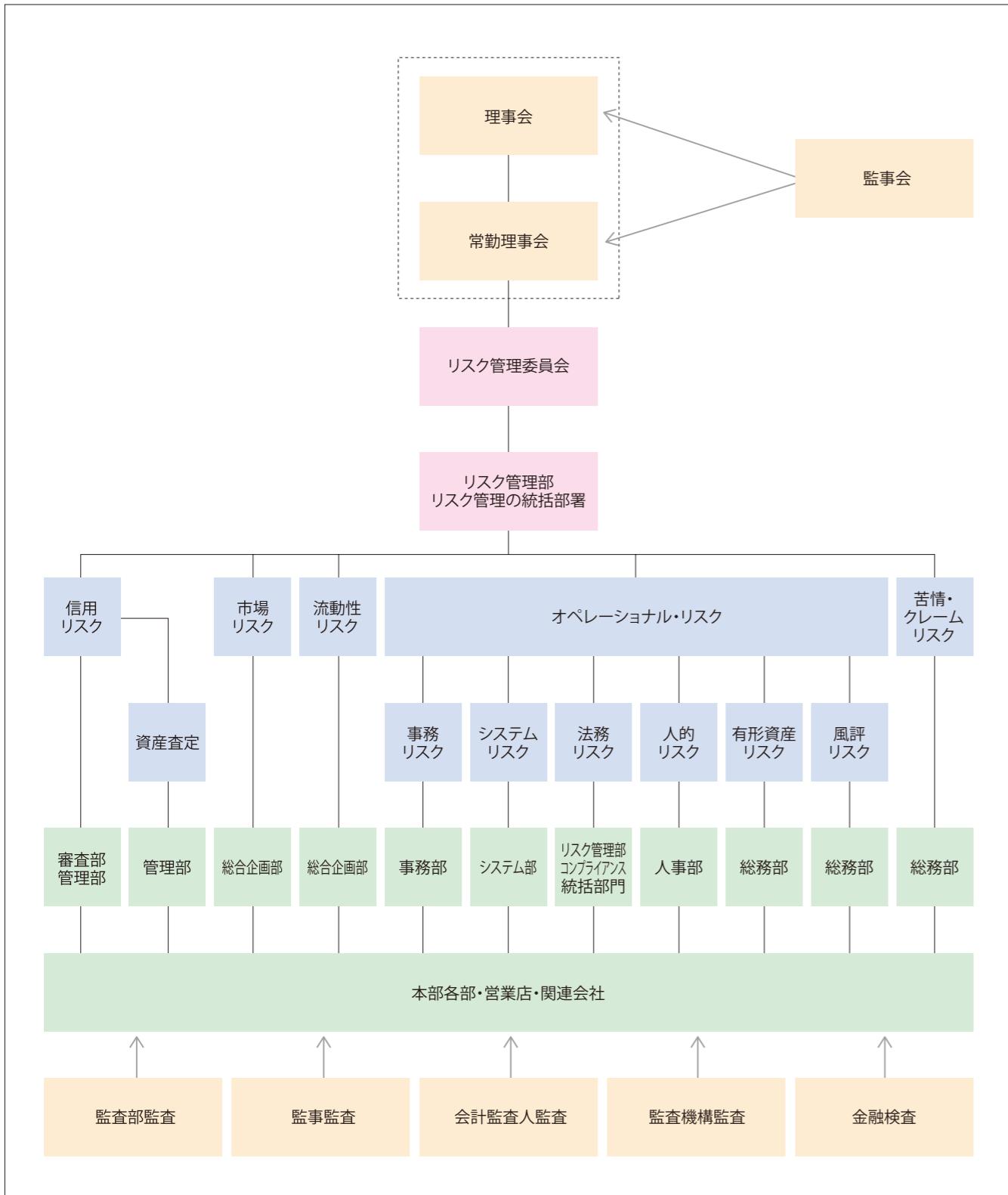
2.「自己資本比率(単体)」の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

リスク管理体制について

リスク管理体制

(令和5年7月1日現在)

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化、複雑化してきており、こうした環境の中であらゆるリスクを的確に把握・評価し「経営の健全性」と「収益力の向上」の双方のバランスのとれた経営を目指しております。



各種リスクの管理状況概要

信 用 リ ス ク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、貸出金等の資産価値が減少あるいは消滅し、当組合が損失を被るリスクをいいます。信用リスクは、金融機関にとって最も大きなウェイトを占め、かつ経営に与える影響も大きいため、信用リスク管理については厳正な管理と適切な運用に努めております。貸出審査にあたっては、貸出先の経営状態を的確に把握し、「安全性」、「成長性」等融資の5原則に基づき、貸出資産の健全性、良質化を図り、役職員の審査・管理能力の向上に努めています。一定額以上の貸出は、クレジット・リミットを設定し「融資審査委員会」において審査するなど、信用リスク管理の適切性確保と相互牽制機能の強化に努めております。
市 場 リ ス ク	市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替相場などの変動により、保有する金融資産の価値が変動し、当組合が損失を被るリスクをいい、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクを含めて市場リスクといいます。有価証券の時価評価等について定期的に分析・評価を行い、またSKC-ALMシステムにより金利リスクの把握・分析に努めるなど、リスクの適正管理に努めております。
流 動 性 リ ス ク	流動性リスクとは、運用と調達の不一致や予期せぬ資金の流出などにより必要な資金が確保できなくなる場合や、資金の確保に通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に管理するとともに、緊急時の対応策等を定めるなど調達力の強化を図り、流動性確保に向けリスクの適正管理に努めております。
オペレーション・リスク	オペレーション・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク及び当組合が自ら定義したリスクをいいます。当組合では、オペレーション・リスクの総合的な管理態勢を整備・確立するため、以下の個別リスクの適正な管理・運営に取組んでおります。
事 務 リ ス ク	事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事務処理上の事故・不正を起こすことに因り、当組合が損失を被るリスクをいいます。事務部による臨店指導、監査部による抜き打ちの臨店監査のほか、営業店による自店検査を実施し、事務処理状況の厳正なチェックを行い、事故の未然防止と事務レベルの向上を図っております。
シ ス テ ム・リ ス ク	システム・リスクとは、コンピューターシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備や、コンピューターが不正に使用されることにより業務の遂行及びお客さまへのサービス提供に支障をきたし、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合ではシステムの更新や各種安全対策システムの導入によりサイバーセキュリティ対策を構築するとともに、常に情報収集に努めながら新たな脅威への対策を進めております。また更に外部専門家によるセキュリティ診断、システム監査、外部共同演習への参加などにより客観的評価に努めております。
そ の 他 オペレーション・リスク	その他オペレーション・リスクとは、当組合がオペレーション・リスクと定義したリスクのうち、事務リスク及びシステム・リスクを除いたリスクをいいます。各種業務について、関係法令をはじめ規程等規範に照らし、適正であるかリスク管理部コンプライアンス統括部門が厳正なリーガルチェックを行っております。また、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクの把握と適正な管理に資するための整備に努めております。

リスク管理体制について

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

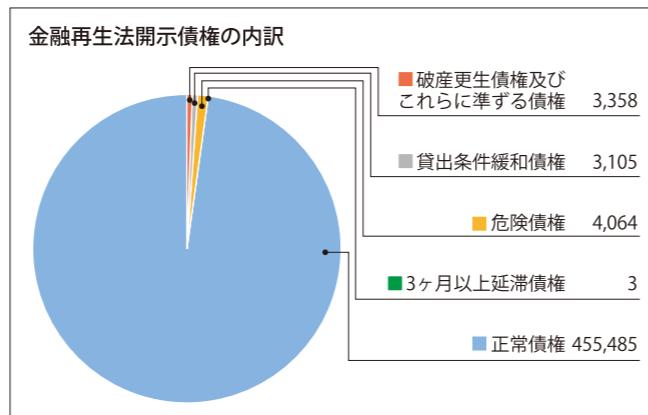
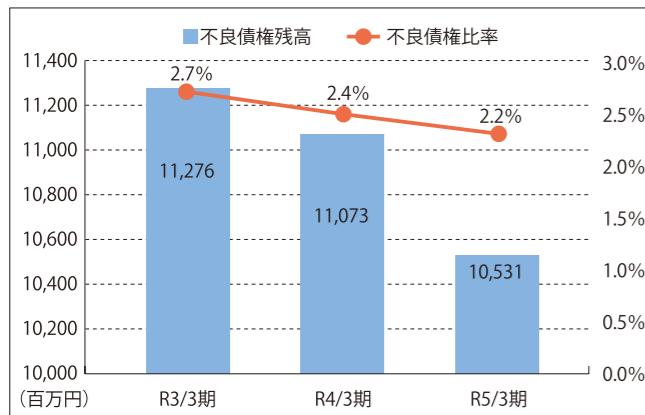
区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度末	4,779	2,121	2,658	4,779	100.0	100.0
	令和4年度末	3,358	1,432	1,926	3,358	100.0	100.0
危険債権	令和3年度末	3,169	1,885	534	2,420	76.4	41.7
	令和4年度末	4,064	2,172	692	2,865	70.5	36.6
要管理債権	令和3年度末	3,124	1,460	165	1,625	52.0	9.9
	令和4年度末	3,108	1,490	181	1,671	53.7	11.2
3ヶ月以上延滞債権	令和3年度末	1	-	0	0	5.3	5.3
	令和4年度末	3	-	0	0	5.8	5.8
貸出条件緩和債権	令和3年度末	3,122	1,460	165	1,625	52.1	10.0
	令和4年度末	3,105	1,490	181	1,671	53.8	11.2
小計	令和3年度末	11,073	5,467	3,358	8,826	79.7	59.9
	令和4年度末	10,531	5,095	2,800	7,895	75.0	51.5
正常債権	令和3年度末	434,731					
	令和4年度末	455,485					
合計	令和3年度末	445,805					
	令和4年度末	466,017					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

不良債権の状況

取引先に対する経営改善、再生支援、オーバーバンクル化に取り組んだことから、不良債権比率は0.2ポイント低下した2.2%となりました。



当組合の総代会について

1. 総代会制度

信用組合は、相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合金融機関です。

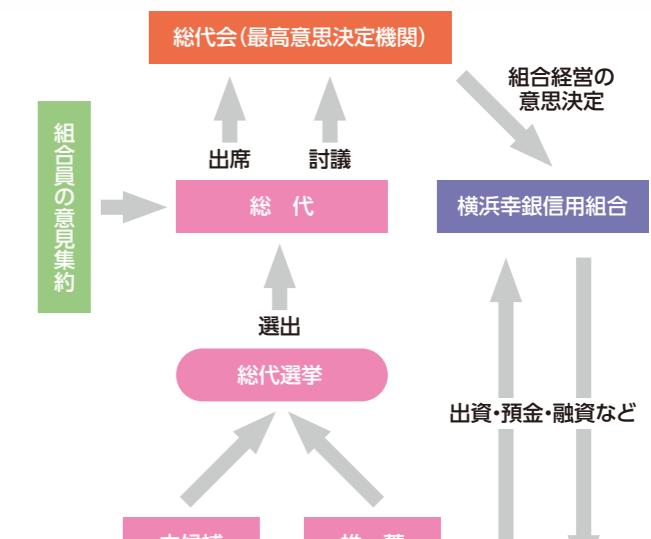
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、「総会」を通じて組合の経営に参加できます。

しかし、当組合は、組合員71,074名(令和5年3月末現在)と多く、充実した審議により組合員の総意を適正に反映するため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しております。

「総代会」は「総会」と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選出された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、「総代会」は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剩余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など当組合の重要な事項に関する審議、決議が行われています。

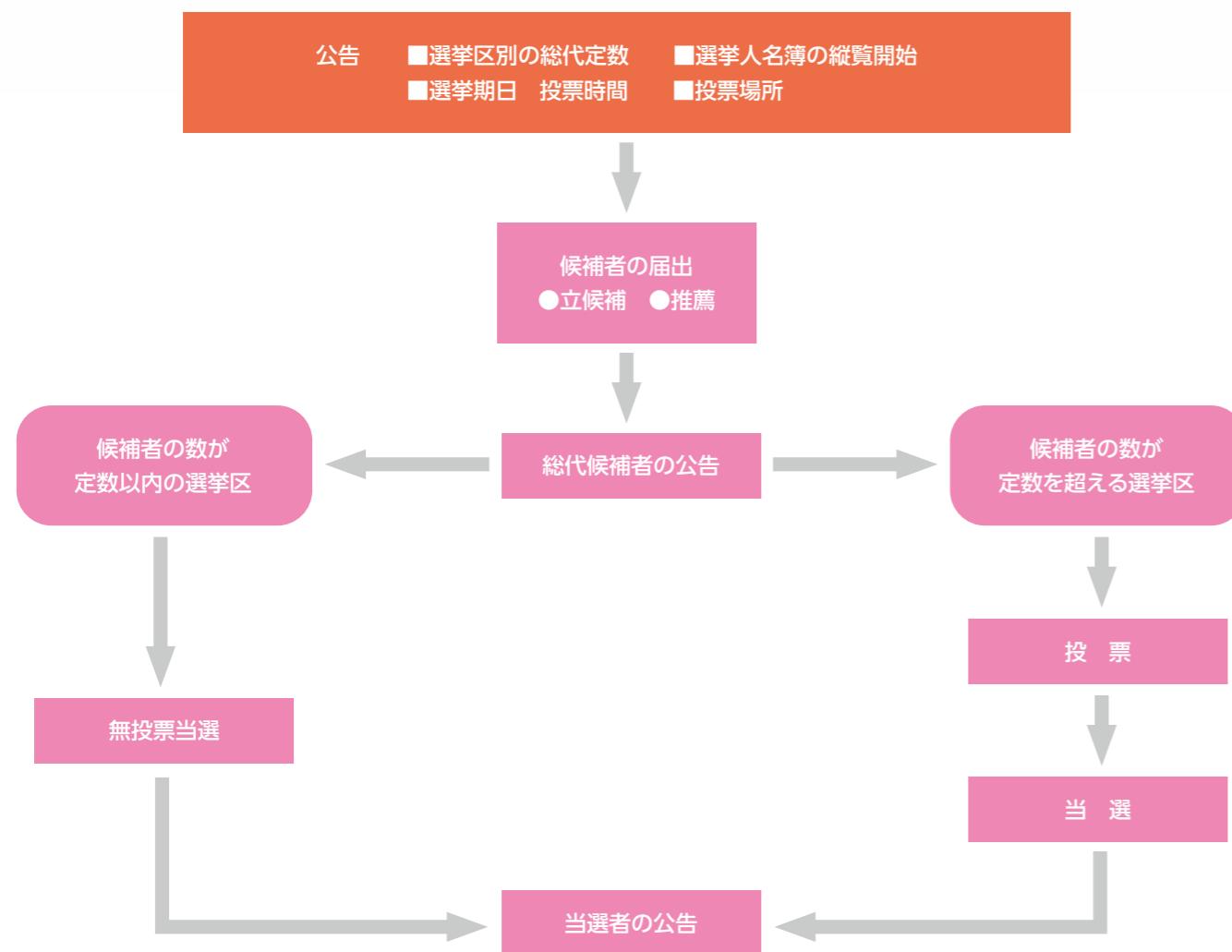
総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

総代会の仕組み



当組合の総代会について

■総代選挙までの手続き



当組合の自己紹介

業績のご報告

当組合について

資料編

3. 第7期通常総代会の決議事項

令和5年6月26日開催の第7期通常総代会において、次の報告事項ならびに議決事項が付議され、議決事項については、それぞれ原案のとおり可決されました。

(1) 報告事項

第7期事業報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

(2) 議決事項

- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 第7期剰余金処分(案)承認の件 |
| 第2号議案 | 第8期事業計画(案)承認の件 |
| 第3号議案 | 組合員除名に関する件 |
| 第4号議案 | 定款一部変更承認の件 |



総代一覧

(任期 令和5年7月1日～令和8年6月30日) (令和5年7月1日現在)

本店営業部地区		17名	【順不同、敬称略】
渡邊 嘉文	③	脇田 克廣	③ 朴 正 聖 ④
金 栄 哲	⑤	殷 一 洙	⑤ 李 正 寿 ⑤
李 順 載	⑤	徐 光 秀	⑤ 趙 聖 浩 ⑤
大 松 秀 一	③	美 馬 辰 也	③ 佐 川 司 ③
宮 原 真	③	笠 原 保 二 郎	③ 金 沢 伸 吉 ③
門 倉 恵 美 子	③	山 村 章 嘉	③
川崎支店地区		5名	
朴 在 植	⑤	岩 本 照 台	⑤ 梁 大 成 ④
小 林 昇	⑤	金 昌 奎	②
横須賀支店地区		1名	
金 城 和 義	⑤		
平塚支店地区		2名	
鷺 尾 明 子	③	金 原 康 秀	①
大和支店地区		2名	
岡 村 正 夫	⑤	大 場 丈 靖	③
静岡支店地区		5名	
宮 下 幸 三	⑤	鈴 木 国 政	③ 小 林 龍 司 ①
吉 崎 恵 一	①	笠 原 秀 元	①
水戸支店地区		2名	
平 文 輝 朗	③	富 田 源 貴	①
千葉支店地区		2名	
卞 鐘 彦	⑤	徳 山 東 見	①
船橋支店地区		2名	
李 剛 成	④	呂 哲 寿	③
福井支店地区		4名	
山 田 浩	③	中 西 重 雄	③ 和 田 陽 介 ③
徳 田 幸 修	③		
富山支店地区		2名	
永 森 豊 隆	③	岩 本 政 之	②
金沢支店地区		2名	
東 典 弘	④	玉 川 昌 範	③
松本支店地区		3名	
高 昌 星	⑤	齋 藤 彰 宏	③ 藤 卷 好 仁 ③
上田支店地区		1名	
村 田 真 吾	③		
諏訪支店地区		2名	
伊 坂 浩 伸	③	吳 成 浩	②

*総代名の右数字は平成29年3月の合併時を1回とし、合併後の総代当選回数を表示しております。

当組合の自己紹介

業績のご報告

当組合について

資料編

法令等遵守（コンプライアンス）体制

当組合は、法令遵守を経営の最重要課題として位置付け、お客さま、組合員の皆さまから信頼・信用を確保するため役職員一人ひとりのコンプライアンス意識の醸成・徹底することで、お客さま、組合員の皆さまから信頼・信用される金融機関を目指しております。

当組合の行動綱領

1. 信用組合の公共的使命

信用組合の持つ公共的使命の重みを常に自覚し、健全な業務運営の遂行を通して信頼の確立を図ります。

2. 質の高い金融サービスの提供

経済活動を支えるインフラとしての安定的な機能提供とサービスの高度化に向けた不断の創意と工夫に努め、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した細かい金融サービスの提供を通じて、内外の経済・社会の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な組織運営を行います。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的、効果的かつ公正な開示をはじめとして、幅広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用組合を取り巻く幅広い利害関係者と建設的な対話を通じて、地域社会からの理解と信頼を確保し、自らの存在価値の向上を図ります。

5. 職員の人権尊重

すべての人々の人権を尊重します。

6. 多様な人材の活躍、健康・安全な職場

多様な人材の活躍を促進する制度や柔軟な働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

7. 人材育成への取組み、金融経済教育への貢献

人材育成や能力開発に積極的に取り組み、職員の自律的なキャリア形成を支援します。また、金融経済教育への参画等により、社会の金融リテラシー向上に貢献します。

8. 環境問題への取組み

地球環境や社会情勢の変化等への耐性の高いサステナブルな環境社会の構築に向け、主体的に行動します。

9. 社会参画と発展への貢献

信用組合が地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、地域社会とともに歩む「良き市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

10. 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中でマネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

コンプライアンスへの取組み

当組合が地域社会から信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなければなりません。

そのため具体的な取組みとしては、コンプライアンス委員会規程を定め、強固なコンプライアンス体制を確保するためのコンプライアンス委員会を設置しております。またコンプライアンスを一元的に統括する部署としてリスク管理部内にコンプライアンス統括部門を設置するとともに、法令違反等の早期発見と未然防止を目的として公益通報者保護規程を制定し、役職員からの通報及び相談を受けるための窓口としてコンプライアンスホットラインを設置しております。

さらに、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。

また、当組合では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、顧客本位の営業体制の整備及び勧説の適正確保を図ることとしております。

反社会的勢力への対応

当組合は、「行動綱領」に基づき、当組合、役職員、お客さま、及び関係者が被害を受けることを防止するために反社会的勢力を金融取引から排除するため、次のとおり基本方針を制定、公表しております。

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

1. 組織としての対応

横浜幸銀信用組合は、反社会的勢力による不当請求に対しては、担当者や担当部署だけに任せず理事長以下、組織全体として対応するとともに従業員の安全を確保します。

2. 外部専門家との連携

横浜幸銀信用組合は、反社会的勢力による不当請求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

横浜幸銀信用組合は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。また、反社会的勢力による不当請求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

横浜幸銀信用組合は、反社会的勢力による不当請求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

横浜幸銀信用組合は、反社会的勢力による不当請求が事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

マネロン・テロ資金供与対策

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

I. 当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題と位置付けし、経営陣の主導的な関与の下、次の管理態勢の構築に努めます。

1. 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化した上で、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置を講じます。

2. 当組合は、マネロン等リスク対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築します。

3. 当組合は、マネロン等リスク対策を組合全体で実施するとともに、実効性を確保するために、当組合の業務分野、営業地域又はマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案して、手続・計画等を整備するとともに、各部門・営業店等へのモニタリング等の取組状況も踏まえつつ、不斷に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

- II. 当組合は、リスク管理部コンプライアンス統括部門をマネロン・テロ資金供与対策の統括管理部門として、またリスク管理部コンプライアンス統括部門担当役員を当組合のマネロン・テロ資金供与対策の統括管理者として定めるなどして、対応の高度化に取り組みます。

お客さまの情報に関する定期的な確認のご協力についてのお願い

全国の信用組合では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策(※)の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

この一環として、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえて、既にお取引をいただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報(ご住所・ご職業、お取引目的など)を定期的にご確認させていただく取組みを行っております。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、調査票へのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

(※)マネー・ローンダリングとは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等を転々とさせて資金の出所を隠す行為です。また、テロ資金供与とは、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為です。

**信用組合とお取引をいただいているお客さまへ
「お客さまの情報」の定期的な確認について
ご理解とご協力ををお願いいたします**

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください――

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報(ご住所・ご職業、お取引目的など)を定期的に確認する取組み(年次確認)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※)お取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに基づいて種々な対策を実施しています。

このようにお客さま一人ひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに殺れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さまの安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に封じて、ご協力くださいと申します。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご連絡・ご照会ください。

○特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、当組合の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。

資料編

特殊詐欺などの金融犯罪にご注意ください!

○最近は、いろいろな手口でお客さまの情報を取得しようしたり、キャッシュカードを詐取しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご連絡・ご照会ください。

○特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、当組合の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご連絡・ご照会ください。

○特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、当組合の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご連絡・ご照会ください。

○特に、「お客さまの情報」の定期的な確認にあたり、当組合の職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はありませんのでご注意ください。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口も多く発生しています。不審な点がある場合には、お取引のある当組合の本支店にご連絡・ご照会ください

顧客保護等管理体制

お客さまの保護及び利便性の向上を目的として、「顧客保護等管理方針」、「個人情報保護宣言」を制定し、実践に努めております。

顧客保護等管理方針

1. 顧客説明

当組合は、お客さまへの説明を要する取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な取引の概要と商品説明を行います。

2. 顧客サポート

当組合は、お客さまからのご意見やご苦情については、誠実に対応し、お客さまのご理解とご信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。

3. 顧客情報管理

当組合は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き、利用目的の範囲を超えたお取扱いやお客さまのご同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

4. 外部委託管理

当組合が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めてまいります。

個人情報保護宣言 横浜幸銀信用組合 理事長 吳 龍夫

横浜幸銀信用組合（以下「当組合」といいます。）では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙「個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的」の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のみ利用いたします。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のようないくつかの情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

(1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
(2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

(1)国内の第三者・外国にある第三者への提供に関する共通事項
当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があつても、これを第三者に提供いたしません。

但し、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行なううえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙「個人情報の共同利用先」に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用いたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱い個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的の安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図

られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めていますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判別しないよう措置を実施しています。
- (6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的の個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む。）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ゴ質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

横浜幸銀信用組合

神奈川県横浜市中区尾上町5-77-1

（お客様相談窓口）

総務部 TEL 045-285-7700

福岡総務部 TEL 092-441-8852

受付時間 9時～17時（土曜、日曜、その他金融機関の休業日は除く）

以上

金融犯罪への取組み

振り込め詐欺等による「口座不正利用」への対応

預金口座を不正に利用した「振り込め詐欺」、「架空料金請求詐欺」等を行う悪質な事件があとを絶ちません。当組合では、このような問題を重く受け止め、犯罪の未然防止及びお客さまの財産保護のため、犯罪収益移転防止法、預金規定に基づき次のような対応をしております。

- 預金口座開設時に、お客さまのお取引時確認を徹底しております。
- 万一、預金口座の動き等より「疑わしい取引」と判断した場合は、迅速に監督官庁へ届出しております。
- 預金口座が、偽名口座、偽名口座、口座の譲渡が明らかになった場合、また、預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、もしくはその恐れがあると認められた場合には、預金規定等に基づき、預金取引停止又は口座解約を迅速かつ的確に行っております。
- 高齢者を狙った振り込め詐欺被害防止対策として、65歳以上のお客さまのうち、過去3年間以上キャッシュカードによるATM振込を利用されていないお客さまについては、1,000円を超えるATMでの振込ができなくなるよう制限を実施しております。
- 窓口にて振込先の確認等を行い、また所轄警察署と協力し、振り込め詐欺等の防止に努めております。

預金の不正な払戻しへの対応

偽造・盗難カード、通帳による預金の不正な払戻しに対して、被害防止のために次のような対応をしております。

○ 1日あたりのATM利用限度額

利用方法	限度額
現金支払い	原則1日 50万円
カード振込	原則1日 100万円

○ ATMでの暗証番号変更

生年月日や電話番号など類推されやすい暗証番号の場合には、ATM画面上で注意メッセージを表示しておりますので、お早めに暗証番号の変更をお願いします。なお、暗証番号の変更は当組合ATM画面を操作して行うことができます。

○ 偽造・盗難キャッシュカード等によるATMでの不正な取引を防止するため、過去5年間にお預入れまたは払戻し（利息決算を除く）のお取引がない一定の要件に該当するお客さまについては、キャッシュカードのご利用を停止させていただいております。

○ 偽造・盗難キャッシュカード等による不正な預金引出しなどの被害を対象とした補償制度に加入しております。

インターネットバンキングのセキュリティ状況

インターネットバンキングは、ログインIDと複数のパスワードで利用者の特定を行っております。また、不正送金・フィッシング対策ソフトをお客さまに無料で提供し、詐欺被害防止にも万全な態勢で対応しております。さらに、「電子証明書機能」、「ワンタイムパスワード」を導入し、第三者による不正侵入等を防止するセキュリティ機能の強化を図っております。

休眠預金の取扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行されています。これに伴い10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題の解決のために活用されることになり、令和1年度から法に基づく移管の手続きを行っています。ホームページにも電子公告として「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載していますので、心当たりのある方は、過去の取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降の最後のお取引から10年以上、お取引がない預金と定期積金が休眠預金となります。 ※財形貯蓄預金、障がいのある方のマル優の適用預金などは対象外となります。
対象預金と預金保険機構への納付	最終移動日等から9年を経過した預金等があるときには、最終移動日等から10年6ヶ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年経過する日までに、休眠預金として、預金保険機構に納付します。
休眠預金のお引き出し	納付日において、当該預金等にかかる預金債権は消滅しますが、お取引があつた金融機関を通じて当該預金等にかかる元本及び利子に相当する額の支払い請求ができます。



苦情対応・紛争解決措置等への取組み

お取引の店舗窓口のほか、本部「お客さま相談窓口」を設置してお客さまからの苦情やご相談に対応できる体制を整え、安心してお取引いただけるようお客さまとの信頼関係強化に努めております。

苦情等対応措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店又は下記お客さま相談窓口にお申し出ください。

【お客さま相談窓口】

	横 浜	福 岡
住 所	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-77-1 横浜幸銀信用組合 総務部	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南3-2-20 博多ハッコウビル2階 横浜幸銀信用組合福岡総務部
電 話 番 号	045-285-7700	092-441-8852
受 付 日	月曜日～金曜日(ただし、祝日及び信用組合の休業日を除く)	
受 付 時 間	9:00～17:00	

紛争解決措置

弁護士による紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さま相談窓口」又は下記しんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】

住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
電 話 番 号	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日(祝日及び信用組合の休業日を除く)
受 付 時 間	9:00～17:00

【弁護士会仲裁センター等】

名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始を除く)		
受 付 時 間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

名 称	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 (南天神ビル内)	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 (北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電 話 番 号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受 付 日	月曜日～日曜日 (祝日及び年末年始を除く)	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)	月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始を除く)
受 付 時 間	月～金 9:00～19:00 土日祝 9:00～13:00	9:00～12:00 13:00～17:00	10:00～11:30 13:00～16:00

仲裁センター等では、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で、以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が共同して解決にあたります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんので、ご注意ください。具体的な内容は、

仲裁センター等にご照会ください。

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組状況

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、協同組織金融機関として、リレーションシップバンキングに徹し、地域で健全な事業を営む中小企業・小規模事業者のお客さまに対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに、金融コンサルティング機能を発揮し、経営改善・生産性向上に関するきめ細かな支援に取組んでおります。

中小企業の経営支援に対する態勢整備の状況

経営支援部を所管部署とし管理債権会議を設置・開催し、事業再生先の選定、支援策等の方針を決定しております。

また、経営支援部は必要に応じて中小企業再生支援協議会等外部機関や事業再生に強い弁護士や公認会計士等の外部専門家等の専門的な知見・ノウハウを積極的に活用し、経営改善計画の策定や中小企業・小規模事業者の抱える経営課題の解決の支援に取組んでおります。

中小企業の経営支援に関する取組状況

早期事業再生支援への取組みでは、本部が直接関与を行い、継続して経営改善支援を実施している先と定義し、早期事業再生支援先に認定し、経営改善支援に取組んでおります。

具体的には、経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介、事業継続の必要性から店舗修繕費等の資金応需や外部専門家との連携した経営改善への取組みを行うなど、支援先それぞれの実態に即した適切かつ効果的な活動に努めています。

<経営改善・事業再生支援(令和4年度)>

- 経営改善支援等先 1,324先
- 経営改善支援取組率 53.10%

地域の活性化に関する取組状況

地域のお客さまの事業の発展・生活の向上のための各種金融商品・サービスをご利用いただくとともに、もっとも身近な金融機関として、お客さまとの信頼関係を大切にし、信用組合ならではの独自性の発揮と機能強化に努めています。

これからも、より一層の良質な金融サービスを提供し、金融仲介機能、コンサルタント機能を発揮して、地域密着型金融の推進に努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。

経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【経営者保証に関するガイドライン】の

活用に係る取組み事例(令和4年度)

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
—
2. 取組み内容
—

(注)当年度において実績はありません。

【経営者保証に関するガイドライン】の取組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	61件	57件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6.81%	6.60%
保証契約を解除した件数	28件	34件
経営者保証に関するガイドラインに基づく補償債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	—	—

役員の状況・組織図

役員一覧

(令和5年7月1日現在)

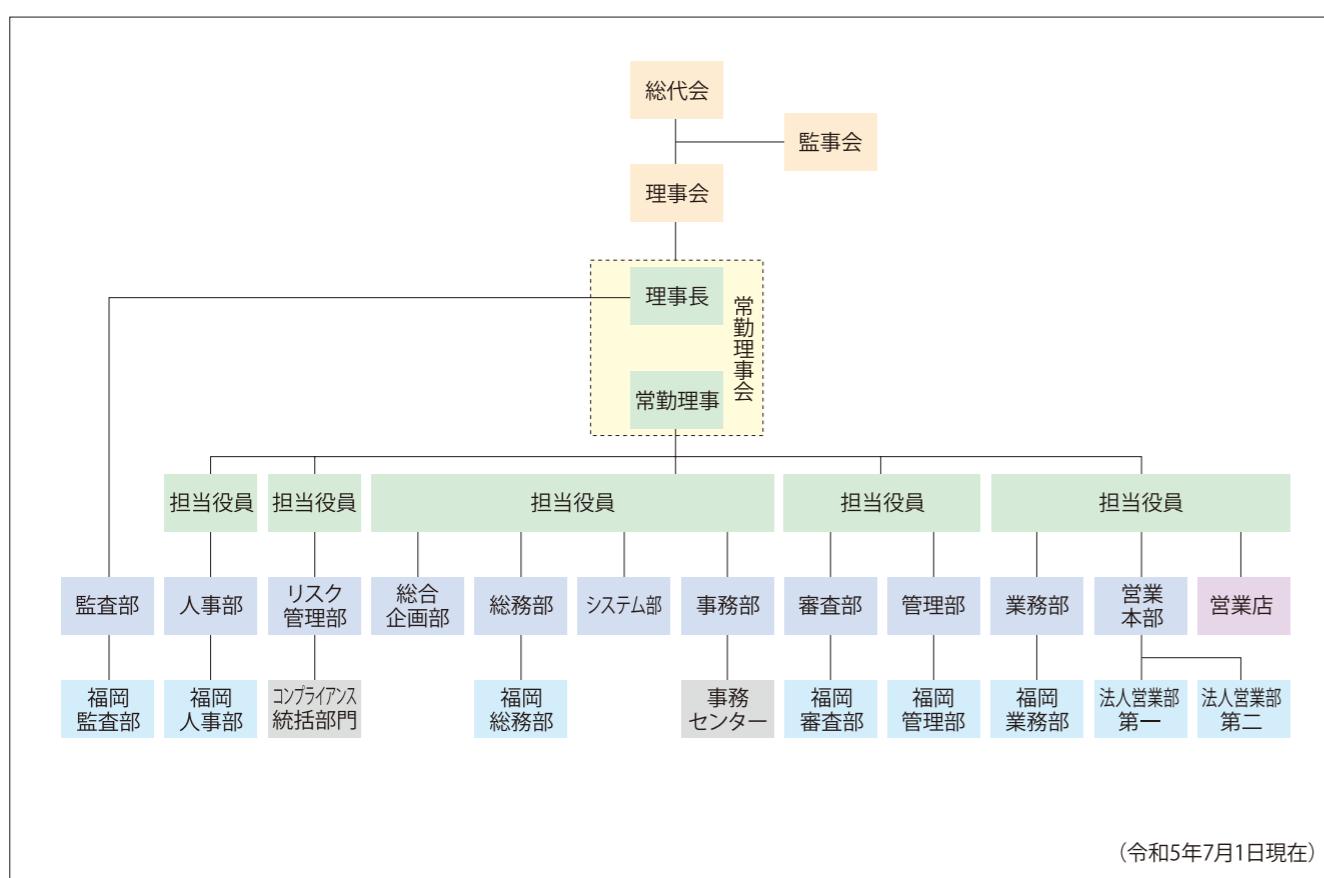
常勤役員	10名	非常勤役員	20名
理事長(代表理事)	吳 龍夫	理 事 金一雄	理 事 木村秀盛
専務理事	池野和己	理 事 金慶昭	理 事 吳公太
専務理事	齋藤智成	理 事 林義雄	理 事 鄭郁
常務理事	平木幸男	理 事 金龍海	理 事 宋栄奉
常務理事	金忠善	理 事 成川政明	理 事 朴慶国
常勤理事	土井真一郎	理 事 豊山京一	理 事 金基浩
常勤理事	安泳相	理 事 陳賢徳	理 事 朴昌泳
常勤理事	秋好克治	理 事 金利中	理 事 李法生
常勤監事	石川俊幸	理 事 金誠一郎	理 事 岩田憲行
常勤監事	松山真治	員外監事 坂根聰	員外監事 李博盛

※定款上の役員定数 理事20人以上30人以内 監事2人以上4人以内

会計監査人の名称

監査法人まほろば(令和5年3月末現在)

組織図



役職員の報酬体系

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示項目となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、令和4年度は、役員に対する賞与は支給しておりません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会の決議に基づき理事会が決定した額を支給しております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	147	200
監事	26	40
合計	174	240

注1. 上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事9名、監事4名です(期中に退任した者を含む)。

注3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む)は10百万円です。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金は58百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号) 第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては、該当する会社はありません。

注3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

営業のご案内

預金業務

種類	内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
流動性預金	普通預金 いつでも出し入れができます。給与・年金・配当金の自動受取や、各種口座振替にご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	無利息型普通預金 (決済用預金) 預金保険制度により全額が保護される無利息の普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
	総合口座 1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・支払う・借りる」などの機能を持った、便利な通帳です。	出し入れ自由	1円以上
	当座預金 会社や商店の資金決済にご利用ください。	出し入れ自由	1円以上
	通知預金 まとまったお金の短期運用に便利です。	7日以上	10,000円以上
	納税準備預金 各種税金のお支払い準備のために、ご利用ください。	入金は自由 出金は納税時	1円以上
	貯蓄預金 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は普通預金よりも金利が高めになる口座です。	出し入れ自由	1円以上
定期預金	期日指定定期預金 1年複利で1年据置後、1ヵ月前までに期日の指定によりお支払いができます。	据置期間1年以上 最長預入期間3年	1,000円以上
	スーパー定期預金 金額・期間に応じ自分のプランにあった預け入れができます。	1ヵ月以上5年以内	1,000円以上
	大口定期預金 まとまったお金有利に運用できる商品です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
	「ファースト定期預金」 ニューマネー(新規お預り)限定で利率の優遇された商品です。	1年・3年・5年	50万円以上
	「ベストパートナー定期預金」 法人のお客さまにもご利用いただける商品です。	1年・3年・5年	10万円以上
	「子育て支援定期預金」 18歳未満の扶養するお子をお持ちの子育て世代の方を応援させていただく商品です。	1年	10万円以上 1,000万円まで
	「年金定期預金」 公的年金を継続的に受け取りの個人の方にお勧めの商品です。	1年	10万円以上 500万円まで
	「年金定期プラス」 「年金定期預金」の限度額(500万円)に達している方にお得な商品です。	1年	10万円以上 500万円まで
	「相続定期預金」 相続により受け取られた資金を有利な金利で運用いただけます。	1年・3年・5年	100万円以上
	「つばさ定期預金」 「ご契約」から「払い出し」まで全て郵送で手続きが可能な商品です。	1年	100万円以上
キャンペーン定期 社会貢献 「みらい定期預金」	1年経過後から「いつでも満期」扱いの商品です。 期間中の預入総額に応じて、全国のこども病院等に寄附金を贈呈します。	最長5年 据置期間1年経過後 引出し自由	10万円以上
定期積金	将来の生活設計に合わせ、期間を定め毎月一定額を無理なく貯めていただく商品です。	1年以上5年以内	月額1,000円以上

【預金等の保護について】

金融機関が破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等になっています。

預金等の分類		保護の範囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金 等	全額保護(恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託 等	合算して 元本1,000万円までと その利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託・金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外(預金保険の対象外)

(注) 1.決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。

2.保護を超える部分とその利息等、並びに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

融資業務

融資の種類	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
事業者向けご融資	割引手形 一般商業手形の割引により、運転資金等に資金が必要なとき。	—	—
	手形貸付 仕入資金・買掛金決済・人件費支払いなど、短期に資金が必要なとき。	—	—
	証書貸付 建物・機械設備・車両購入など、長期にわたって資金が必要なとき。	—	—
	代理貸付融資 全国信用協同組合連合会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、住宅金融支援機構の代理貸付をご用意いたします。	—	—
	保証貸付制度融資 営業地域各県の信用保証協会保証付き融資、国や地方公共団体とその機関の各種制度融資もご相談ください。	—	—
	しんくみ ビジネスローン 個人事業主・法人の方を対象とした運転資金、設備資金などの事業資金ローンです。	個人事業主 50万円以上500万円以下 法人 50万円以上1千万円以下	5年以内
	不動産購入ローン 収益不動産購入及び改装資金ご利用できます。	—	最長30年以内
災害復旧ローン	災害復旧に要する資金ご利用できます。	10万円以上1千万円以下	要相談
新型コロナウイルス緊急対応ローン	新型コロナウイルス感染症の発生による一時的な業況悪化により、資金繰りに影響を受けた方、または来たず恐れのある方がご利用いただけます。	1億円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内 (元金返済の据置は1年以内)

商品名	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
個人向けローン	教育ローン 受験、入学、在学中に係る必要な資金ご利用ください。 最長4年9ヵ月(対象校の就学期間が6年の場合は6年9ヵ月)の据置期間もご利用できます。	10万円以上 1千万円以下	15年以内
	カーライフローン 自動車、自動二輪の購入資金のほか、修理・車検費用・カー用品の購入、運転免許取得資金、他金融機関カーライフローンの借換資金にもご利用できます。	10万円以上 1千万円以下	10年以内
	リフォームローン 自宅の増改築、修繕、電化対応、エコ給湯対応、バリアフリー等にかかる資金、他金融機関のリフォーム資金の借換資金。但し、店舗改装等の事業性資金は除きます。	10万円以上 1千万円以下	15年以内
	フリーローン チョイス 自由な使い道で、ライフプランに合わせてご利用ください。	10万円以上 1千万円以下	6ヵ月以上 10年以内
	カードローン アラカルト 急な出費に便利です。主婦・パートの方もお申込できます。(30万円を限度とさせていただきます。)最大300万円までご利用できます。ATMの利用手数料が月5回まで無料です(翌月にATM手数料がご利用口座にキャッシュバックされます)。	30万円、50万円、100万円、200万円、300万円	1年の自動更新 但し更新時に65歳を超える場合は更新できません。

主な手数料一覧

		手数料		
種類		同一店内宛	本支店宛	他行宛
振込*	窓口	5万円未満(1件)	330円	330円
		5万円以上(1件)	550円	880円
		給与振込	110円	110円
	ATM	5万円未満(1件)	110円	110円
		5万円以上(1件)	110円	220円
	現金	5万円未満(1件)	無 料	330円
		5万円以上(1件)	無 料	440円
	取り扱いはございません			
	インターネットバンキング			
	スマートバンキング			
代収立	5万円未満(1件)	無 料	220円	
	5万円以上(1件)	無 料	330円	
	給与振込(法人のみ)	無 料	無 料	110円
その他	定期自動送金取扱手数料(初期費用)			
	電子交換(手形)			
	個別取立*6			
	不渡手形返却料(1通)			
	取立手形組戻料(1通)			
	取立手形店頭提示料(1件)			
	送金・振込の組戻料(1件)			
	1,100円			
	1,100円			
	1,100円			

種類		手数料
不動産担保設定手数料		設定額1億円未満
		11,000円
		設定額1億円以上
①新規設定		33,000円
②設定変更(1件)		11,000円
③未実行		実 費
繰上返済事務手数料		一部繰上返済(1回)
		3,300円
全部繰上返済		5,500円
しんくみローン		印紙代
		実 費
貸付条件変更手数料		3,300円
公正証書作成費用		実 費
登記設定費用		実 費
融資証明書発行*2		5,500円
ご返済予定表再発行*2		550円
融資手数料		融資額×2% (+消費税)を 上限として融 資手数料を頂 く場合があ ります。

種類		手数料
個人データ情報開示に係る各種手数料(1項目につき)*3		1,100円
取引履歴に関する事項		履歴開示(1科目につき)*3
		3,300円

*1 他行のキャッシュカードをご利用の場合、別途ATM手数料がかかる場合がございます。

*2 郵送による場合は実費をいただきます。

*3 郵送による場合は別途660円をいただきます。

*4 お客様指定の様式にて発行する場合は各1,100円となります。又郵送による場合は実費をいただきます。

*5 ご利用は一部店舗に限らせていただきます。

*6 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要となる場合は各1,100円となります。

(令和5年6月1日現在)
*金額はすべて消費税を含みます

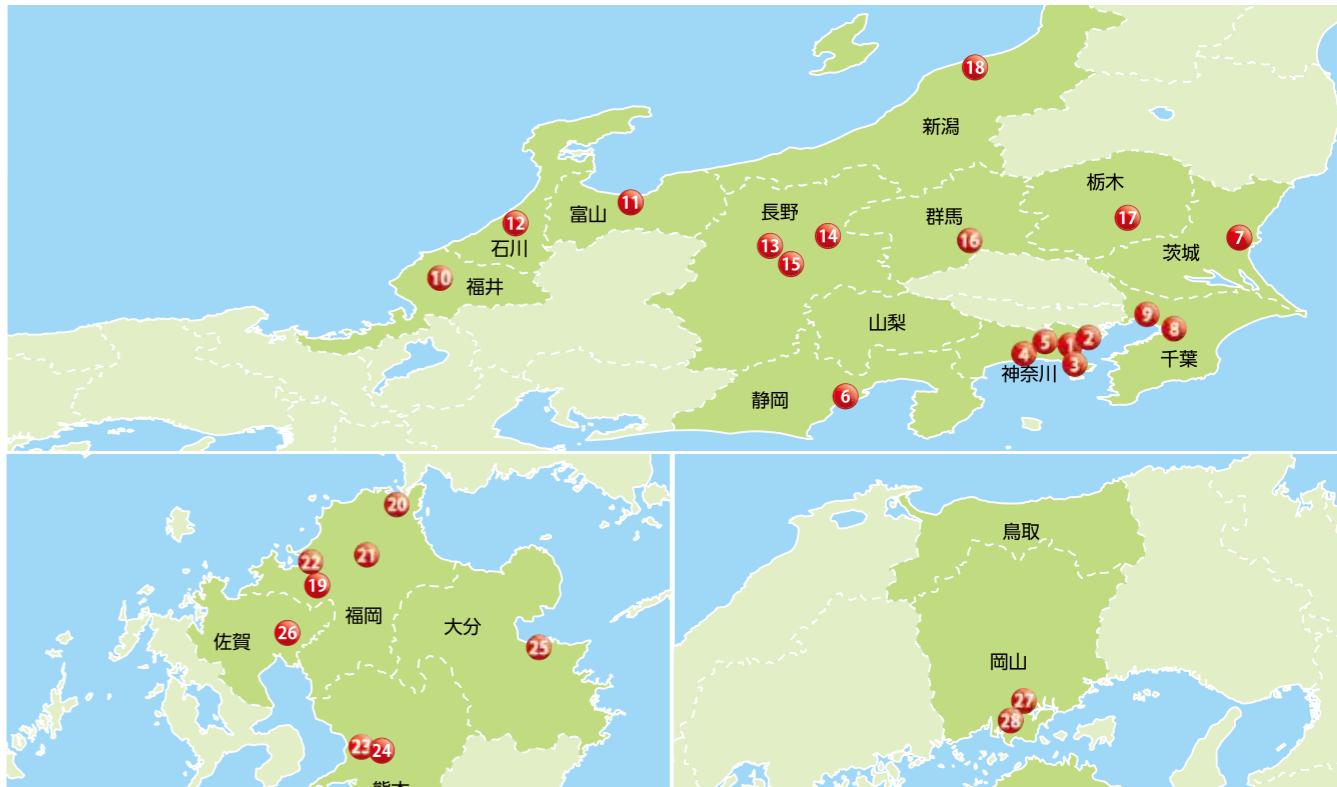
【替手数料】

種類		手数料		
		同一店内宛	本支店宛	他行宛
振込*	窓口	5万円未満(1件)	330円	660円
		5万円以上(1件)	550円	880円
		給与振込	110円	220円
	ATM	5万円未満(1件)	110円	330円
		5万円以上(1件)	110円	440円
	現金	5万円未満(1件)	無 料	330円
		5万円以上(1件)	無 料	440円
	取り扱いはございません			
	インターネットバンキング			
	スマートバンキング			
代収立	5万円未満(1件)	無 料	220円	
	5万円以上(1件)	無 料	330円	
	給与振込(法人のみ)	無 料	無 料	110円
その他	定期自動送金取扱手数料(初期費用)			
	電子交換(手形)			
	個別取立*6			
	不渡手形返却料(1通)			
	取立手形組戻料(1通)			
	取立手形店頭提示料(1件)			
	送金・振込の組戻料(1件)			
	1,100円			
	1,100円			
	1,100円			

【預金関係手数料】

種類		手数料
当座預金		小切手用紙(1冊50枚綴)
		4,400円
約束手形用紙(1冊50枚綴)		4,400円
証書・キャッシングカード・通帳		1,100円
出資配当金通知書等		550円
カード再送付手数料(3回目以降、1回につき)		1,650円
自己宛小切手発行(1枚)		1,100円
残高証明書(預金/貸付/出資金)・利息証明書発行*4		660円
取引履歴表発行(1科目につき)*3		1,100円
取引履歴表発行(相続用)*3		3,300円
取引伝票類(写し)発行*2		1,100円
定期預金証書式から通帳式(総合口座、定期預金通帳)への変更		無 料
定期預金通帳式(総合口座、定期預金通帳)から証書式への変更		1,100円
未利用口座管理手数料(1口座につき・年間)		1,320円

営業地区・店舗一覧・自動機器(ATM)設置状況



① 本店営業部



店舗番号:001
〒231-0015
神奈川県横浜市中区尾上町5-77-1
TEL(045)285-1230 FAX(045)277-4560
自動機器(ATM)あり(平日9:00~17:00)

② 川崎支店



店舗番号:002
〒210-0005
神奈川県川崎市川崎区東田町8(パレール川崎レッド館1階)
TEL(044)244-4961 FAX(044)244-0351
自動機器(ATM)あり(平日9:00~15:00)

③ 横須賀支店



店舗番号:003
〒238-0006
神奈川県横須賀市日の出町1-2-8
TEL(046)822-6935 FAX(046)825-0368
自動機器(ATM)なし

④ 平塚支店



店舗番号:004
〒254-0034
神奈川県平塚市宝町2-1(ホームズ平塚共同ビル2階)
TEL(0463)23-2222 FAX(0463)23-9931
自動機器(ATM)なし

営業地区・店舗一覧・自動機器(ATM)設置状況

当組合の自己紹介

業績のご報告

当組合について

資料編

当組合の自己紹介

業績のご報告

当組合について

資料編



営業地区・店舗一覧・自動機器(ATM)設置状況



資料編

財務諸表	37	有価証券種類別平均残高	47
貸借対照表	37	外国為替取扱高	47
損益計算書	38	外貨建資産残高	47
剰余金処分計算書	38	有価証券種類別残存期間別残高	47
貸借対照表の注記	39	貸出金業種別残高・構成比	47
損益計算書の注記	44	商品有価証券の種類別平均残高	47
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されていない評価損益の額	44	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	48
財務諸表の適法性及び内部監査の有効性と法定監査状況	44	貸出本金利区分別残高	48
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	44	消費者ローン・住宅ローン残高	48
監査報告書	44	貸出金使途別残高	48
資金運用勘定、調達勘定の平均残高	45	貸倒引当金の内訳	48
総資金利鞘等	45	貸出金償却	48
1店舗当たりの預金及び貸出金残高	45	代理貸付残高の内訳	48
役職員1人当たりの預金及び貸出金残高	45	公庫・事業団等別貸出残高構成比	48
オーバーバランス取引の状況	45	内国為替取扱実績	48
先物取引の時価情報	45	公社債引受高	48
総資産利益率	45	公共債窓販実績	48
有価証券の時価等情報、満期保有目的の債券	45		
その他の有価証券	45		
時価評価されていない有価証券の主な内容	46		
預貸率及び預証率	46		
その他の業務収益の内訳	46		
粗利益	46		
経費の内訳	46		
役務取引の状況	46		
受取利息及び支払利息の増減	46		
預金種目別平均残高	46		
財形貯蓄残高	46		
預金者別預金残高	47		
定期預金種類別残高	47		
貸出金科目別平均残高	47		

自己資本の充実状況等について

自己資本充実状況(自己資本比率明細)	49
自己資本調達手段の概要	50
自己資本充実に関する事項	50
信用リスクに関する事項	51
出資等エクスポートージャーに関する事項	52
リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートージャーの額等	53
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー	53
金利リスクについて	54

索引

財務諸表

当組合の自己紹介

業績のご報告

当組合について

資料編

当組合の自己紹介

業績のご報告

当組合について

資料編

貸借対照表

資産の部		
科 目	令和3年度末	令和4年度末
現 金	65,098,069	4,721,791
預 け 金	138,033,818	187,816,982
有 価 証 券	773,765	566,210
社 株 債 式	712,465 61,300	504,910 61,300
貸 出 金	445,533,004	465,782,367
割 引 手 形	90,185	-
手 形 貸 付	19,473,296	17,895,062
証 書 貸 付	425,771,011	447,715,034
当 座 貸 越	198,511	172,270
そ の 他 資 産	2,129,562	2,120,568
未 決 済 為 替 貸	15,237	34,691
全 信 組 連 出 資 金	1,503,000	1,503,000
前 払 費 用	83,978	84,835
未 収 収 益	175,721	166,038
そ の 他 の 資 産	351,625	332,003
有 形 固 定 資 産	8,620,698	8,715,743
建 物	2,986,540	2,821,192
土 地	4,974,752	4,644,701
リ 一 ス 資 産	8,710	8,709
建 設 仮 勘 定	5,000	710,020
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	645,694	531,120
無 形 固 定 資 産	62,881	70,800
ソ フ ト ウ エ ア	62,031	70,124
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	849	676
前 払 年 金 費 用	18,316	20,351
再評価に係る繰延税金資産	-	38,616
債 務 保 証 見 返	163,841	125,275
貸 倒 引 当 金	△ 4,055,388	△ 3,633,720
(うち個別貸倒引当金)	△ 3,193,281	△ 2,618,929
資 产 の 部 合 计	656,378,569	666,344,988

負債の部		
科 目	令和3年度末	令和4年度末
預 金 積 金	609,140,888	618,139,323
当 座 預 金	3,311,974	2,103,475
普 通 預 金	61,069,086	53,337,731
貯 蓄 預 金	16,371	7,816
通 知 預 金	126,126	165,800
定 期 預 金	542,507,685	560,539,484
定 期 積 金	1,879,625	1,842,626
そ の 他 の 預 金	230,017	142,388
借 入 金	700,000	-
当 座 借 越	700,000	-
そ の 他 の 負 債	4,393,229	3,368,684
未 決 済 為 替 借	19,505	23,978
未 払 費 用	3,501,720	2,458,306
給 付 補 填 備 金	716	619
未 払 法 人 税 等	28,408	28,654
前 受 収 益	418,065	432,075
払 戻 未 済 金	318,322	282,864
リ 一 ス 債 務	8,710	8,709
そ の 他 の 負 債	97,780	133,476
賞 与 引 当 金	190,863	224,117
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	214,658	236,836
そ の 他 の 引 当 金	6,203	5,262
偶 発 損 失 引 当 金	4,577	3,635
睡 眠 預 金 払 戻 損失引当金	1,625	1,627
再評価に係る繰延税金負債	10,621	34,094
債 務 保 証	163,841	125,275
負 債 の 部 合 计	614,820,306	622,133,595
(純 資 產 の 部)		
出 資 金	26,975,275	27,178,700
普 通 出 資 金	11,600,275	11,803,700
優 先 出 資 金	15,325,000	15,325,000
そ の 他 の 出 資 金	50,000	50,000
資 本 剰 余 金	9,331	9,331
資 本 準 備 金	9,331	9,331
利 益 剰 余 金	14,541,981	17,038,619
利 益 準 備 金	3,179,100	4,174,100
そ の 他 の 利 益 剰 余 金	11,362,881	12,864,519
特 別 積 立 金 (目 的 積 立 金)	1,421,000 (1,421,000)	1,690,000 (1,690,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,941,881	11,174,519
組 合 員 勘 定 合 计	41,526,588	44,226,652
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,751	△ 2,945
土 地 再 評 価 差 額 金	28,923	△ 12,313
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 计	31,674	△ 15,259
純 資 產 の 部 合 计	41,558,262	44,211,393
負 債 及 び 純 資 產 の 部 合 计	656,378,569	666,344,988

損益計算書

損益計算書		
科 目	令和3年度末	令和4年度末
経 常 収 益	10,626,407	11,100,361
資 金 運 用 収 益	10,069,177	10,470,251
貸 出 金 利 息	9,882,228	10,310,869
預 け 金 利 息	139,173	119,594
有 価 証 券 利 息 配 当 金	12,645	4,654
そ の 他 の 受 入 利 息	35,130	35,131
役 務 取 引 等 収 益	199,587	341,670
受 入 為 替 手 数 料	36,014	30,621
そ の 他 の 役 務 収 益	163,572	311,048
そ の 他 業 務 収 益	51,886	61,034
そ の 他 の 業 務 収 益	51,886	61,034
そ の 他 経 常 収 益	305,755	227,404
貸 倒 引 当 金 戻 入	-	100,386
償 却 債 権 取 立 益	246,435	71,876
そ の 他 の 経 常 収 益	59,319	55,142
経 常 費 用	7,331,760	7,430,814
資 金 調 達 費 用	2,183,644	2,186,972
預 金 利 息	2,183,045	2,186,456
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	598	516
役 務 取 引 等 費 用	79,264	70,783
支 払 為 替 手 数 料	24,453	19,596
そ の 他 の 役 務 費 用	54,810	51,186
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△ 76,570	-
そ の 他 業 務 費 用	458	316
そ の 他 の 業 務 費 用	458	316
経 費	4,570,656	4,774,545
人 件 費	2,419,711	2,477,246
物 件 費	2,071,506	2,207,804
税 金	79,439	89,494
そ の 他 経 常 費 用	574,307	398,196
貸 出 金 償 却	271,207	285,976
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	207,842	-
そ の 他 の 経 常 費 用	95,257	112,220
科 目	令和3年度末	令和4年度末
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,941,881	11,174,519
利 益 準 備 金	995,000	1,150,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	116,505	117,874
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金	291,826	292,645
特 別 積 立 金	269,000	338,000
次 期 繰 越 金	8,269,549	9,275,999

剰余金処分計算書

(単位:千円)		
科 目	令和3年度末	令和4年度末
当 期 未 処 分 剰 余 金	9,941,881	11,174,519

財務諸表

貸借対照表の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日法律第34号）に基づき、旧横浜商銀信用組合の事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、及び「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日		平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格		275,643千円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格		258,808千円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号） 第2条第1号に定める地価公示法に基づいて（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出	

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における

時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額 △79,171千円

- 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年	そ の 他 2年～20年
------------	--------------

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価格については、リース契約上の残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては通常の貸借取引に準じた会計処理を行っております。また、リース資産総額に重要性が乏しいため利息相当額は合理的な見積額を控除しない方法を採用し、減価償却費の算定は定額法によっております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に経営支援部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,008,938千円であります。

- 役員退職慰労引当金は、常勤役員への退職慰労金の支払いに備えるため、常勤役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間の帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度において、退職給付引当金が▲20,351千円（マイナス表記）となるため、前払年金費用として資産計上しております。

- 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額 225,436百万円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額 221,592百万円

差引額 3,843百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（又は加入人数割合あるいは給与総額割合）

自令和3年4月1日 至令和4年3月31日 1.244%

- (3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であります。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額3,635千円を計上しております。

14. 収益の計上方法について、当組合の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 501,480千円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 1,577,567千円

17. 有形固定資産の減価償却累計額3,231,041千円

18. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は3,358百万円、危険債権額は4,064百万円であります。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

19. 債権のうち、三月以上延滞債権額は3百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

20. 債権のうち、貸出条件緩和債権は3,105百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は10,531百万円であります。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業車両については、リース契約により使用しております。

23. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形、ありません。

24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 2,000,000千円

担保資産に対応する債務 借用金 0千円

財務諸表

- 上記のほか、公金取り扱い、為替取引等のために、預け金5,517,300千円、その他の資産8,110千円を担保として提供しております。
25. その他の出資金50百万円は、平成26年3月10日に行った旧あすなろ信用組合との合併により承継した優先出資金50百万円を平成29年7月28日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規定に基づき消却したことにより、優先出資金からその他の出資金に振替えたものであります。
26. 出資1口当たりの純資産額は、121円56銭です。
なお、算出にあたっては、純資産の部から優先出資金を控除しております。
27. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部及び経営支援部により行われ、また、定期的に融資審査委員会及び経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況について、審査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
金利リスクに関する方針及び規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議し、常勤理事会や理事会へ報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、総合企画部では、市場運用商品に関し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は、総合企画部を通じ、リスク管理委員会及び常勤理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」などであります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分散し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当該事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値、又は1パーセンタイル値を用いた時価は、1,267百万円減少するものと把握しております。

当該変動幅は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他リスク変数との相関を考慮していません。

又、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(3) 資金調達に係る流動性リスク管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	187,816	187,812	△4
(2) 有価証券	504	505	1
満期保有目的の債券	301	302	1
その他有価証券	203	203	—
(3) 貸出金	465,782		
貸倒引当金 ※1	△3,633		
	462,148	465,093	2,944
金融資産 計	650,470	653,411	2,940
(1) 預金積金	618,139	622,369	4,229
(2) 借用金	—	—	—
金融負債 計	618,139	622,369	4,229

※1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29から32に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、担保、及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は事業年度末日における貸借対照表から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価格を時価としております。

上記以外の貸出金については、将来回収が見込まれる元利金の合計キャッシュ・フローを市場金利で割り引いた現在価値をもって時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価格)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間ごとに算出した将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出しております。
その割引率は、新規に預金を入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価格を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※1	61,300
組合出資金 ※1	1,503,400
合 計	1,564,700

※1 非上場株式及び組合出資金(全国信用協同組合連合会等)は、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日) 第5号に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

財務諸表

29. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりあります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	301	302	1
	小計	301	302	1
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		301	302	1

(3) その他有価証券

(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額 (時価評価額)	償却原価	差額
貸借対照表計上額が 償却原価を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が 償却原価を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	103	106	△3
	小計	103	106	△3
合計		203	206	△2

30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

32. 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
満期保有目的の債券	100	201	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	100	201	—	—
	—	100	103	—
	—	—	—	—
	—	100	103	—
合計	100	301	103	—

33. 繰延税金資産の計上はありません。

34. 重要な会計上の見積り

会計上の見積もりにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,633百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

損益計算書の注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 21円72銭
3. 収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。
顧客との契約から生じる収益の主なものは預金業務や融資業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）やその他の役務収益等であり、これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点での収益を認識しております。
4. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額(百万円)
東御市内(上田支店)	店舗	土地	50
富山市内(旧富山支店)	遊休不動産	土地・建物	59
松本市内(旧松本支店)	遊休不動産	土地・建物	135
草津市内	遊休不動産	土地	2
合計			247

店舗、遊休不動産について、当事業年度末時点における回収可能性額と帳簿価格との差額を減損損失として計上しております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価格は、店舗、遊休不動産等については、正味売却価格より算出しております。正味売却価格は鑑定評価額等から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されていない評価損益の額

(単位:千円)		
科目	令和3年度末	令和4年度末
評価損益	2,751	△2,945

(注) その他有価証券の評価損益です。

財務諸表の適法性及び内部監査の有効性と法定監査状況

私は、当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第7期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適法性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年6月26日

横浜幸銀信用組合 理事長 吳 龍 夫

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

監査報告書

監査法人まほろば(令和5年3月末現在)

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人まほろば」の監査を受けております。



財務諸表

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	516,661	84.8	532,846	86.2
法人	92,479	15.2	85,293	13.8
一般法人	91,645	15.0	84,529	13.7
金融機関	171	0.0	68	0.0
公金	663	0.1	696	0.1
合計	609,140	100.0	618,139	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	542,507		560,539	
変動金利定期預金	-		-	
その他の定期預金	-		-	
合計	542,507		560,539	

貸出金科目別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	93	0.0	52	0.0
手形貸付	18,061	4.2	16,648	3.7
証書貸付	410,917	95.7	433,909	96.3
当座貸越	264	0.1	185	0.0
合計	429,337	100.0	450,796	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社債	1,160	95.0	523	89.6
株式	61	5.0	61	10.4
その他の証券	-	-	-	-
貸付有価証券	-	-	-	-
合計	1,221	100.0	584	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

外国為替取扱高

該当ありません。

外貨建資産残高

該当ありません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	1年以内	1年超5年以内			10年超
		5年超10年以内	10年超	10年超	
国債	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-
株式	200	401	109	-	-
外國証券	100	301	103	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	200	401	109	-	-

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区分	金額	構成比		債務保証見返額
		令和3年度	令和4年度	
当組合預金積金	9,381	2.1	-	-
有価証券	10,557	2.3	-	-
動産	-	-	-	-
不動産	4,849	1.1	-	-
その他	3,212	0.7	-	-
小計	388,160	87.1	154	-
信用保証協会・信用保険	415,137	89.1	115	-
保証	17,191	3.9	9	-
信用	21,162	4.7	0	-
合計	445,533	100.0	163	-
令和4年度	465,782	100.0	124	-

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

科目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	862	△76	1,014	152
個別貸倒引当金	3,193	△169	2,618	△575
貸倒引当金合計	4,055	△245	3,633	△423

貸出金償却

(単位:百万円)

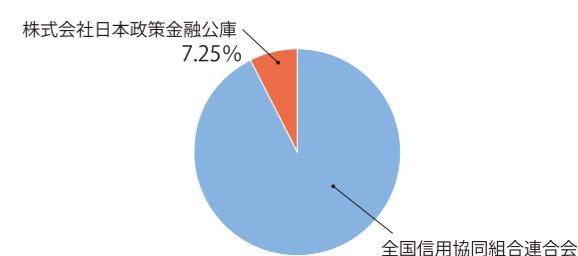
項目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	647	607

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度
全国信用協同組合連合会	153,576	116,192
株式会社商工中央金庫	-	-
株式会社日本政策金融公庫	10,264	9,082
住宅金融支援機構	-	-
年金資金運用基金	-	-
独立行政法人福祉医療機構	-	-
その他	-	-
合計	163,841	125,275

公庫・事業団等別貸出残高構成比



消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	421	10.9	420	11.7
住宅ローン	3,441	89.1	3,165	88.3
合計	3,862	100.0	3,585	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	令和3年度		令和4年度	
金額	構成比	金額	構成比	

自己資本の充実状況等について

自己資本充実状況(自己資本比率明細)

当組合の新BIS規制(バーゼルⅢ)対応

早期是正措置(銀行法第26条第1項に基づく命令)の概要

自己資本比率		是正措置の内容
大手銀行グループ等、海外で業務を行う金融機関	信用組合等、国内で業務を行う金融機関	
8%以上	4%以上	経営体質が健全で問題がない金融機関
4%以上8%未満	2%以上4%未満	経営改善計画の作成・実施命令
2%以上4%未満	1%以上2%未満	総資産の圧縮、新規業務の禁止等
0%以上2%未満	0%以上1%未満	大幅な業務の縮小、合併等の実施命令
0%未満	0%未満	業務の一部・全部の停止命令

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	41,118	43,816
うち、出資金及び資本剰余金の額	26,984	27,188
うち、利益剰余金の額	14,541	17,038
うち、外部流出予定期(△)	408	410
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	862	1,014
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	862	1,014
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	3	0
コア資本に係る基礎項目の額	(1)	41,983
コア資本に係る調整項目	(2)	44,830
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	62	70
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	62	70
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	18	20
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(口)	81
自己資本		91
自己資本の額(イ) - (口)	(ハ)	41,902
リスク・アセット等	(3)	44,739
信用リスク・アセットの額の合計額	465,960	496,443
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,391	15,270
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーションナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	480,352
自己資本比率		511,713
自己資本比率(ハ)/(二)		8.72%
自己資本比率(ハ)/(二)		8.74%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	横浜幸銀信用組合		
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	11,803百万円 (うち資本準備金9百万円)	9,809百万円 (うち資本準備金9百万円)	345百万円
配当率	-	12カ月日本円TIBORレート +0.935%	5年物円金利 スワップレート+0.2%

自己資本充実に関する事項

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の総合計	465,960	18,638	496,443	19,857
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	465,960	18,638	496,443	19,857
(i) ソブリン向け	-	-	-	-
(ii) 金融機関向け	-	-	-	-
(iii) 法人等向け	248,924	9,956	258,148	10,325
(iv) 中小企業等・個人向け	9,053	362	9,372	374
(v) 抵当権付住宅ローン	965	38	865	34
(vi) 不動産取得等事業向け	161,428	6,457	171,513	6,860
(vii) 3ヶ月以上延滞等	584	23	934	37
(viii) 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクspoージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	-	-	-	-
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,503	60	1,503	60
(xi) その他	43,503	1,740	54,106	2,164
②証券化エクspoージャー	-	-	-	-
③リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関連エクspoージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーションナル・リスク	14,391	575	15,270	610
ハ. 単純総所得所要自己資本額(イ+ロ)	480,352	19,214	511,713	20,468

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(X)に区分されないエクspoージャーです。具体的には取立未済手形、信用保証協会等、出資等が含まれております。
6. オペレーションナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

<オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

7. 単体総所要自己資本の額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実状況等について

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポートヤー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

		信用リスクエクスポートヤー期末残高										(単位:百万円)	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引					債券					デリバティブ取引	
		3ヵ月以上の延滞エクスポートヤー											
業種区分	期間区分	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	内	762,940	780,239	445,696	465,907	-	-	-	-	1,842	2,621	-	-
国 外	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計		762,940	780,239	445,696	465,907	-	-	-	-	1,842	2,621	-	-
製 造 業		1,696	2,310	1,696	2,310	-	-	-	-	18	13	-	-
農 業 、 林 業		159	150	159	150	-	-	-	-	1	13	-	-
漁 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		21	20	21	20	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業		10,530	10,837	10,530	10,837	-	-	-	-	34	43	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業		7,250	3,886	7,250	3,886	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業		4,489	4,058	4,489	4,058	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業		805	752	805	752	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業		10,827	10,761	10,827	10,761	-	-	-	-	229	244	-	-
金 融 業 、 保 険 業		3,870	7,295	3,870	7,295	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業		197,550	213,982	197,550	213,982	-	-	-	-	930	995	-	-
各 種 サ ー ビ ス 業		193,073	196,433	193,073	196,433	-	-	-	-	396	1,071	-	-
国・地 方 公 共 団 体 等		700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		12,505	12,136	12,505	12,136	-	-	-	-	230	216	-	-
そ の 他		319,465	317,619	2,915	3,282	-	-	-	-	-	23	-	-
業種別合計		762,940	780,239	445,696	465,907	-	-	-	-	1,842	2,621	-	-
1 年 以 下		21,951	18,904	21,751	18,804	-	-	-	-	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下		31,140	33,370	30,939	33,169	-	-	-	-	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下		10,433	10,898	10,232	10,798	-	-	-	-	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下		20,043	20,212	19,932	20,109	-	-	-	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下		30,469	29,143	30,469	29,143	-	-	-	-	-	-	-	-
10 年 超		331,841	353,709	331,841	353,709	-	-	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの		317,063	314,003	528	172	-	-	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計		762,940	780,239	445,696	465,907	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポートヤー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポートヤーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポートヤーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートヤーは含まれおりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和3年度	938	862	-	938 862
	令和4年度	862	1,014	-	862 1,014
個 別 貸 倒 引 当 金	令和3年度	3,362	3,193	376	2,985 3,193
	令和4年度	3,193	2,618	321	2,871 2,618
合 計	令和3年度	4,300	4,055	376	3,924 4,055
	令和4年度	4,055	3,633	321	3,734 3,633

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却
	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高			
				令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	3,362	3,193	1,109	453	1,278	1,027	3,193 2,618
国 外	-	-	-	-	-	-	-
地 域 別 合 計	3,362	3,193	1,109	453	1,278	1,027	3,193 2,618
製 造 業	2	2	0	-	0	2	-
農 業 、 林 業	-	1	1	5	-	0	1 7
漁 業	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	75	18	-	28	57	17	18 28
電気、ガス、熱供給、水道業	307	-	-	307	-	-	520
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業	278	277	-	0	4	277	273
卸 売 業 、 小 売 業	167	164	3	7	6	15	164 156
金 融 業 、 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	991	1,078	562	110	476	292	1,078 895
各 種 サ ー ビ ス 業	1,427	1,538	520	296	409	649	1,538 1,185
国・地 方 公 共 団 体 等	-	-	-	-	-	-	-
個 人	110	111	20	3	19	44	111 70
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-
合 計	3,362	3,193	1,109	453	1,278	1,027	3,193 2,618

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

出資等エクスポートヤーに関する事項

自己資本の充実状況等について

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポートの額				(単位:百万円)	
	令和3年度		令和4年度			
	格付あり	格付無し	格付あり	格付無し		
0%	-	65,145	-	4,787		
10%	-	4,788	-	4,450		
20%	-	138,119	-	187,908		
35%	-	2,959	-	2,632		
50%	-	1,622	-	1,698		
75%	-	92,966	-	98,554		
100%	-	457,213	-	480,082		
150%	-	124	-	124		
250%	-	-	-	-		
1,250%	-	-	-	-		
その他	-	-	-	-		
合計	-	762,940	-	780,239		

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポートは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポートは、CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートは含まれておらずません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ		(単位:百万円)
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	87,893	94,751	-	-	-	-	
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	
③法人等向け	6,326	6,817	-	-	-	-	
④中小企業等・個人向け	79,568	84,958	-	-	-	-	
⑤抵当権付住宅ローン	67	59	-	-	-	-	
⑥不動産取得等事業向け	1,622	2,428	-	-	-	-	
⑦3ヶ月以上延滞等	3	3	-	-	-	-	
⑧出資等	-	-	-	-	-	-	
出資等のエクスポート	-	-	-	-	-	-	
重要な出資のエクスポート	-	-	-	-	-	-	
⑨その他	305	483	-	-	-	-	

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 (注) 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポート)を含みません。
 (注) 3. 「その他」とは、①～⑧に区分されないエクスポートです。具体的には信用保証協会等による保証付等が含まれます。

金利リスクについて

項番	IRRBB:金利リスク	△EVE(経済価値の変動)		△NII(期間収益の変動)	
		令和4年3月末	令和5年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
1	上方パラレルシフト	0	0	0	0
2	下方パラレルシフト	3,302	5,956	5,137	6,129
3	スティープ化	141	0		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	3,302	5,956	5,137	6,129
	自己資本の額	41,902	44,739		

(注)金利リスクに関する事項

1.リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、金利リスクを市場リスクの一つとし、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済的価値変動、保有有価証券の時価変動を管理しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク(以下「IRRBB」という。)については、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定する等モニタリング体制の整備等厳正な管理に努めております。金利リスクの計測頻度につきまして、毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測することとしております。

2.金利リスクの算定手法の概要

- (ア) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- (イ) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (ウ) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (エ) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (オ) 複数の通貨の集計方法及びその前提
当組合では、JPYのみに対応し、算出した金利リスクの正值を合算しております。
- (カ) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
当組合では、スプレッドを考慮しておりません。
- (キ) 内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
- (ク) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当組合の△EVEは、自己資本の20%以内であり、問題ない水準となっております。
- (ケ) △NIIについて
平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から開示しております。

3.その他の金利リスク計測

金利ラダー方式による標準的金利ショックを与えた場合の金利リスクを使用しております。なお、金利ショックは99/パーセンタイル値又は1パーセンタイル値を用いております。

派生商品取引及び長期決済間取引について

該当ありません。

証券化取引について

当組合は、証券化取引を行っておりません。

主な事業の内容

A.預金業務

(イ)預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

(ロ)譲渡性預金

取り扱っておりません。

B.貸出業務

(イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

(ロ)手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C.商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D.有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E.国内為替

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F.外国為替

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G.社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H.金融先物取引等の受託業務

取り扱っておりません。

I.付帯業務

(イ)債務の保証業務

(ロ)有価証券の貸付業務

(ハ)国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(二)代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅支援機構、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ホ)地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ)株式払込みの受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト)保護預り及び貸金庫業務

索引

ごあいさつ 1

【概況・組織】

経営方針 3

* 事業の組織 27

* 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) 27

* 店舗一覧(事務所の名称・所在地) 32

自動機器設置状況 32

営業地区一覧 32

組合員数 3

子会社の状況 該当事項なし

.....

.....

.....

【主要事業内容】

* 主要な事業の内容 55

【業務に関する事項】

* 事業の概況 13

* 経常収益 14

コア業務純益 14

* 経常利益 14

* 当期純利益 14

* 出資総額、出資総口数 14

* 純資産額 14

* 総資産額 14

* 預金積金残高 14

* 貸出金残高 14

* 有価証券残高 14

* 単体自己資本比率 14

* 出資配当金 14

* 職員数 14

【主要業務に関する指標】

* 業務粗利益及び業務粗利益率 46

* 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 46

* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 45

* 受取利息、支払利息の増減 46

役務取引の状況 46

その他業務収益の内訳 46

経費の内訳 46

* 総資産経常利益率 45

* 総資産当期純利益率 45

【預金に関する指標】

* 預金種目別平均残高 46

預金者別預金残高 47

* 定期預金種類別残高 47

財形貯蓄残高 取扱いなし

役職員1人当たり預金残高 45

1店舗当たり預金残高 45

【貸出金等に関する指標】

* 貸出金科目別平均残高 47

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 48

* 貸出金利区分別残高 48

貸出金使途別残高 48

* 貸出金種別残高・構成比 47

* 預貸率(期末・期中平残) 46

消費者ローン・住宅ローン残高 48

代理貸付残高の内訳 48

役職員1人当たり貸出金残高 45

1店舗当たり貸出金残高 45

【有価証券に関する指標】

* 商品有価証券の種類別平均残高 取扱いなし

* 有価証券の種類別平均残高 47

* 有価証券種類別残存期間別残高 47

* 預託率(期末・期中平残) 46

【経営管理体制に関する事項】

* リスク管理体制 15

* 法令等遵守体制 21

* 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 25

地域社会活性化への取組み 7

【財産の状況】

* 貸借対照表 37

* 損益計算書 38

* 剰余金処分計算書 38

* ○協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 17

* 自己資本の充実の状況(自己資本比率明細) 49

* 有価証券、金銭の信託等の評価 45

外貨建資産残高 取扱いなし

オフバランス取引の状況 取扱いなし

先物取引の時価情報 取扱いなし

オプション取引の時価情報 取扱いなし

* 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) 48

* 貸出金償却の額 48

* 会計監査による監査 44

【バーゼルⅢ 第3の柱の開示項目】

定性的な開示項目

* 自己資本調達手段の概要 50

* 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 50

* 貸倒引当金の計上基準 39

* リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関等の名称 該当事項なし

* 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要 16

* リスク管理の方針及び手続きの概要 16,54

* オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 16,50

* 出資その他これに類するエクスポートジャーヤーおよび株式等エクスポートジャーヤーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項 16,52

定量的な開示項目

* 自己資本の充実度に関する事項 50

* 信用リスクに関するエクスポートジャーヤー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別) 51

* 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 52

* 業種別の貸出金償却の残高等 52

* リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートジャーヤーの額等 53

* 信用リスクの削減手法が適用されたエクスポートジャーヤー 53

* 貸借対照表計上額及び時価 42,52

* 出資等エクスポートジャーヤーの売却及び償却に伴う損益の額 該当事項なし

* 貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されていない評価損益の額 44

* 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 該当事項なし

* 金利リスクに関する事項 54

【その他業務】

内国為替取扱実績 48

外国為替取扱実績 取扱いなし

公共債券販売実績 取扱いなし

公共債引受け額 取扱いなし

手数料一覧 31

【その他】

沿革・歩み 4

総代会等に関する情報開示 18

報酬体系について 28

主要な商品・各種サービスのご案内 29

研修・セミナー 11

経営者保証に関するガイドラインへの対応 26

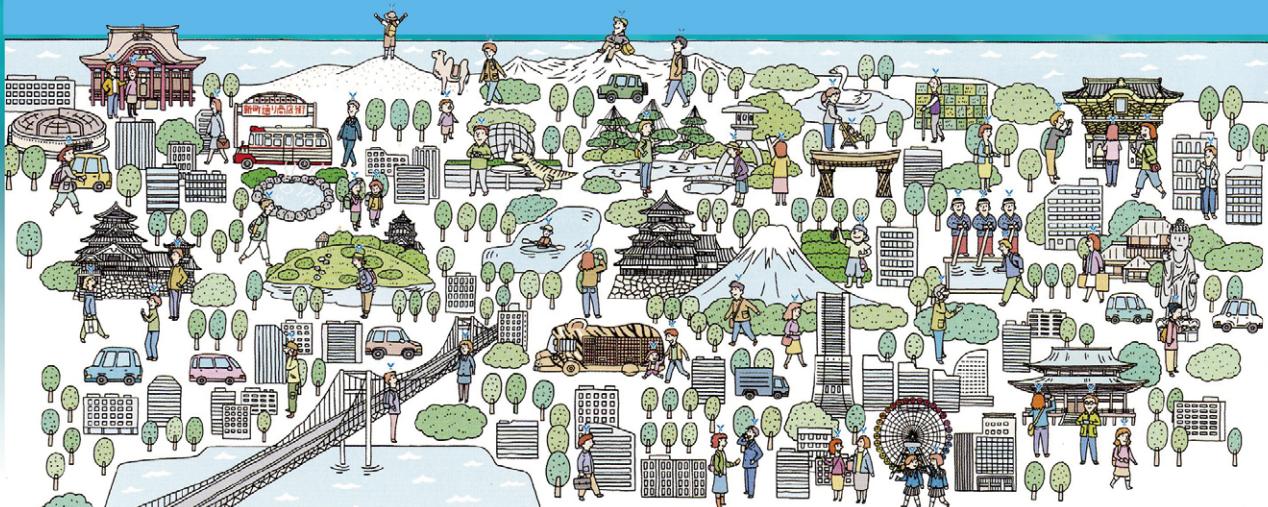
各開示項目は、上記のページに記載しています。

なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、○印は「金融再生法」で規定されている法定開示項目です。



地域の皆様を全力でサポートします。

~ともに羽ばたこう未来へ~



横浜幸銀信用組合

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町五丁目77番地1
TEL (045) 285-6600(代表) <https://www.yokohamakougin.co.jp>



この印刷物は、適切に管理されたFSC®認証林およびその他の
管理された供給源からの原材料で作られています。
FSC® C109877



環境に配慮した植物性
インキを使用しています。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。